

第四十三回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第二十三号

昭和三十三年三月二十七日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事 秋山 利恭君 理事 小山 長規君

理事 山口 長治郎君 理事 山中 貞則君

理事 足鹿 覺君 理事 片島 港君

理事 東海林 稔君

安倍 晋太郎君 大野 市郎君

金子 岩三君 龜岡 高夫君

飯谷 忠男君 倉成 正君

小枝 一雄君 坂田 英一君

谷垣 專一君 内藤 隆君

野原 正勝君 松浦 東介君

松本 一郎君 米山 恒治君

芳賀 貢君 井堀 繁男君

出席政府委員

農林政務次官 津島 文治君

食糧庁長官 大澤 融君

林野庁長官 吉村 清英君

委員外の出席者

議員 芳賀 貢君

農林事務官 厚味 莊之助君

(林野庁林政部 長)

農林事務官 黒河内 修君

(林野庁林政部 森林組合課長)

森林組合課長 門 員 岩隈 博君

三月二十六日

委員 龜岡高夫君 辭任につき、その補

欠として倉石忠雄君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員 倉石忠雄君 辭任につき、その補

委員 倉石忠雄君 辭任につき、その補

委員 倉石忠雄君 辭任につき、その補

委員 倉石忠雄君 辭任につき、その補

委員 倉石忠雄君 辭任につき、その補

委員 倉石忠雄君 辭任につき、その補

委員 倉石忠雄君 辭任につき、その補

委員 倉石忠雄君 辭任につき、その補

欠として龜岡高夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 野口忠夫君及び稲富稔人君 辭任につき、その補欠として芳賀貢君及び井堀繁男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 芳賀貢君及び井堀繁男君 辭任につき、その補欠として野口忠夫君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

芳賀貢君外二十六名提出にかかる甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案及び内閣提出にかかる甘味資源特別措置法案、右両案を一括して議題といたします。

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 砂糖類長期需給計画及び砂糖類年度需給計画(第三条・第五条)

第三章 てん菜及び甘しやの生産の振興等(第六条・第十二条)

第四章 てん菜糖及び甘しや糖の政府の買入れ(第十三条・第十五条)

第五章 ぶどう糖の政府の買入れ等(第十六条・第十九条)

第六章 砂糖の輸入(第二十条・第二十一条)

第七章 標準販売価格及び砂糖類の売渡し(第二十二條一第二二十四條)

第八章 雑則(第二十五條・第二十六條)

第九章 砂糖審議会及び甘味資源生産振興審議会(第二十七條・第三十一條)

第十章 罰則(第三十二條・第三十六條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、てん菜及び甘しやの生産を振興するために必要な措置を講ずるとともに、砂糖類の需給及び価格を安定させるために政府が砂糖類を管理し、もつて農業経営の改善及び農家所得の安定を図り、あわせて、砂糖の自給度の向上、糖業経営の健全化及び国民の食生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 てん菜 砂糖の製造の用に供される国内産のてん菜をいう。

二 てん菜糖 てん菜を原料として製造した砂糖をいう。

三 甘しや 砂糖の製造の用に供される国内産の甘しやをいう。

四 甘しや糖 甘しやを原料として製造した砂糖をいう。

五 ぶどう糖 国内産の甘しや又は馬鈴しよを原料として製造した甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉を原料として製造したぶどう糖をいう。

六 砂糖類 砂糖及びぶどう糖をいう。

第二章 砂糖類長期需給計画及び砂糖類年度需給計画

(砂糖類長期需給計画)

第三条 農林大臣は、政令で定めるところにより、昭和三十三年年度以降の毎五箇年を各一期とする砂糖類の需給に関する計画(以下「砂糖類長期需給計画」という。)を定めなければならない。

2 砂糖類長期需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 砂糖類の需要の見通し

二 てん菜糖、甘しや糖及びぶどう糖の生産の目標

三 砂糖類の輸入の見通し

四 てん菜、甘しや並びにぶどう糖の原料となる甘しよでん粉及び馬鈴しよでん粉(以下「てん菜等」という。)の生産の目標

五 その他砂糖類の需給に関する重要事項

3 農林大臣は、砂糖類長期需給計画を定めようとするときは、砂糖審議会の意見を聞かなければならない。

4 農林大臣は、砂糖類長期需給計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 農林大臣は、てん菜等の生産事情、砂糖類の需給事情その他の経済事情の変動により必要があるときは、砂糖類長期需給計画を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(砂糖類年度需給計画)

第四条 農林大臣は、政令で定める

ところにより、毎年度、当該年度の開始前に、砂糖類長期需給計画に基づき、当該年度における砂糖類の需給に関する計画(以下「砂糖類年度需給計画」という。)を定めなければならない。

2 砂糖類年度需給計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 砂糖類の前年度からの繰越見込数量

二 てん菜糖、甘しや糖及びぶどう糖の生産見込数量

三 砂糖類の輸入見込数量

四 砂糖類の需要見込数量

五 砂糖類の政府の買入見込数量及び売渡見込数量

六 砂糖類の翌年度への繰越見込数量

七 てん菜等の生産に関する事項

八 その他砂糖類の需給に関する重要事項

3 前条第三項から第六項までの規定は、砂糖類年度需給計画について準用する。

(砂糖類年度需給計画の実施状況の公表)

第五条 農林大臣は、前条第三項において準用する第三条第四項の規定により砂糖類年度需給計画を公表する場合には、あわせて前年度の砂糖類年度需給計画の実施の状況を公表するものとする。

第三章 てん菜及び甘しやの生産の振興等

(生産振興地域の指定等)

第六条 農林大臣は、次の各号に掲げる要件を備える一定の区域であつて、当該区域内の農業経営の改善を図るためてん菜又は甘しやの

生産を振興することが必要であると認められるものを、その区域の全部又は一部を管轄する都道府県知事の申請(その区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、関係都道府県知事の共同の申請)に基づき、てん菜生産振興地域又は甘しや生産振興地域(以下「生産振興地域」という。)として指定する。

一 当該区域内の気象、土壌その他の自然条件がてん菜又は甘しやの栽培に適していること。

二 当該区域内の作付けの体系、競合作物の状況、農業労働条件その他の農業経営の条件に照らして、当該区域内におけるてん菜又は甘しやの生産が安定的に増大する見込みが確実であること。

三 当該区域内において生産されるてん菜又は甘しやの生産数量が、当該てん菜又は甘しやを原料としててん菜糖又は甘しや糖を製造する事業を合理的な基礎の上に成立させるために必要な数量に達しており、又は達する見込みが確実であること。

農林大臣は、前項の指定を行なおうとするときは、あらかじめ、砂糖審議会の意見を聞かなければならない。

3 農林大臣は、都道府県知事の申請(生産振興地域の区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、関係都道府県知事の共同の申請)に基づき、生産振興地域の区域を変更することができ

4 農林大臣は、生産振興地域が第一項各号に掲げる要件を欠くに至つたときは、生産振興地域の指定を解除しなければならない。

5 第一項の規定は第三項の場合に、第二項の規定は第三項及び前項の場合について準用する。

6 第一項の指定、第三項の区域の変更又は第四項の指定の解除は、告示してしなければならない。

(生産振興計画)

第七条 生産振興地域の区域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、毎年度、農林省令で定めるところにより、当該区域(当該区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、その管轄に属する部分)内におけるてん菜又は甘しやの生産の振興に関する計画(以下「生産振興計画」という。)を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 生産振興計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 作付面積及び生産数量に関する事項

二 土地改良その他の生産基盤の整備及び農業用機械の導入に関する事項

三 試験研究、優良種苗の生産及び普及並びに栽培技術の改善に関する事項

四 てん菜又は甘しやを導入した農業経営の合理化に関する事項

五 集荷及び販売に関する事項

六 てん菜糖又は甘しや糖の製造施設の設置に関する事項

七 その他必要な事項

3 都道府県知事は、生産振興計画

を定めようとするときは、あらかじめ、甘味資源生産振興審議会の意見を聞かなければならない。

4 二以上の都道府県の区域にわたる生産振興地域に係る生産振興計画を定める場合においては、関係都道府県知事は、第二項第五号に掲げる事項その他必要な事項について協議するものとする。

5 都道府県知事は、生産振興計画につき第一項の承認があつたときは、その概要を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、生産振興計画を変更しようとするときは、農林省令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

(砂糖製造施設の設置の承認)

第八条 生産振興地域の区域内において、てん菜糖又は甘しや糖の製造施設で農林省令で定められるもの(以下「砂糖製造施設」という。)を設置しようとする者は、農林省令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の承認の申請が次の各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 当該砂糖製造施設がその事業の合理的な経営のために必要な生産能力を有するものであること。

二 当該砂糖製造施設によるその事業の合理的な経営のために必要

要なてん菜又は甘しやの数量の確保が可能であると認められること。

三 当該砂糖製造施設を設置しようとする者がその事業を遂行するに足る経済的基礎及び技術的能力を備えていること。

四 当該砂糖製造施設の設置によつて当該生産振興地域の区域内の砂糖製造施設が過剰とならないこと。

3 第一項の承認の申請は、都道府県知事を経由してするものとする。

この場合において、都道府県知事は、甘味資源生産振興審議会の意見を聞いて(生産振興地域の区域が二以上の都道府県にわたる場合にあつては、関係都道府県知事も協議して)、必要意見を付するものとする。

(生産振興地域の指定に伴う砂糖製造施設の届出)

第九条 生産振興地域の指定があつた場合において、その指定の際現にその区域内において砂糖製造施設を設置している者は、その指定があつた日から三十日以内に、農林省令で定めるところにより、農林大臣に届け出なければならない。

(砂糖製造施設の変更の承認)

第十条 生産振興地域の区域内に設置されている砂糖製造施設につき農林省令で定める変更をしようとする者は、農林省令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 第八条第二項及び第三項の規定

は、前項の場合について準用する。

(事業の開始等)

第十一条 生産振興地域の区域内に設置されている砂糖製造施設につきその事業を開始し、又は当該施設の全部若しくは一部につきその事業を廃止し、若しくは農林省令で定める期間内に農林省令で定める一定期間以上継続して休止する者は、農林省令で定めるところにより、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(てん菜又は甘しやの販売等)

第十二条 生産振興地域の区域内において生産されるてん菜又は甘しやの集荷及び販売については、てん菜又は甘しやの生産者その他の関係者は、その生産者が直接又は間接の構成員となつて農林省令で定めるところにより、農林省令で定めるところにより、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(てん菜又は甘しやの買入れ)

第十三条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の製造業者が生産振興地域の区域内において生産されたてん菜又は甘しやで、当該てん菜又は甘しやにつき定められる生産者価格を下らない価格で買入れたものを原料として製造したてん菜糖又は甘しや糖(農林省令で定める種類及び規格のものに限る)を、その申込みにより、買入れられるものとする。

(生産者価格)

第十四条 前条の生産者価格は、政令で定めるところにより、てん菜又は甘しやの生産費を基準とし、物価その他の経済事情を参しやくし、てん菜又は甘しやの再生産を確保することを旨として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。この場合において、生産費に含まれる自家労働の価額は、他の産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならない。

第十三条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の製造業者が生産振興地域の区域内において生産されたてん菜又は甘しやで、当該てん菜又は甘しやにつき定められる生産者価格を下らない価格で買入れたものを原料として製造したてん菜糖又は甘しや糖(農林省令で定める種類及び規格のものに限る)を、その申込みにより、買入れられるものとする。

(生産者価格)

第十四条 前条の生産者価格は、政令で定めるところにより、てん菜又は甘しやの生産費を基準とし、物価その他の経済事情を参しやくし、てん菜又は甘しやの再生産を確保することを旨として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。この場合において、生産費に含まれる自家労働の価額は、他の産業に従事する労働者の賃金の額と同一水準のものでなければならない。

(てん菜又は甘しやの買入れ)

第十五条 第十三条の規定による政府の買入れの価格は、政令で定めるところにより、前条の生産者価格にてん菜又は甘しやの買入れ並びにてん菜糖又は甘しやの製造及び政府への売渡に要する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

(てん菜糖及び甘しや糖の買入れ価格)

第十六条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の買入れの価格は、政令で定めるところにより、前条の生産者価格にてん菜糖又は甘しやの買入れ並びにてん菜糖又は甘しやの製造及び政府への売渡に要する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

第十七条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の買入れの価格は、政令で定めるところにより、前条の生産者価格にてん菜糖又は甘しやの買入れ並びにてん菜糖又は甘しやの製造及び政府への売渡に要する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

(てん菜糖及び甘しや糖の買入れ価格)

第十八条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の買入れの価格は、政令で定めるところにより、前条の生産者価格にてん菜糖又は甘しやの買入れ並びにてん菜糖又は甘しやの製造及び政府への売渡に要する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

(てん菜糖及び甘しや糖の買入れ価格)

第十九条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の買入れの価格は、政令で定めるところにより、前条の生産者価格にてん菜糖又は甘しやの買入れ並びにてん菜糖又は甘しやの製造及び政府への売渡に要する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

(てん菜糖及び甘しや糖の買入れ価格)

第二十条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の買入れの価格は、政令で定めるところにより、前条の生産者価格にてん菜糖又は甘しやの買入れ並びにてん菜糖又は甘しやの製造及び政府への売渡に要する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

(てん菜糖及び甘しや糖の買入れ価格)

第二十一条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の買入れの価格は、政令で定めるところにより、前条の生産者価格にてん菜糖又は甘しやの買入れ並びにてん菜糖又は甘しやの製造及び政府への売渡に要する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

第二十一条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の買入れの価格は、政令で定めるところにより、前条の生産者価格にてん菜糖又は甘しやの買入れ並びにてん菜糖又は甘しやの製造及び政府への売渡に要する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

(てん菜糖及び甘しや糖の買入れ価格)

第二十二条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の買入れの価格は、政令で定めるところにより、前条の生産者価格にてん菜糖又は甘しやの買入れ並びにてん菜糖又は甘しやの製造及び政府への売渡に要する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

(てん菜糖及び甘しや糖の買入れ価格)

第二十三条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の買入れの価格は、政令で定めるところにより、前条の生産者価格にてん菜糖又は甘しやの買入れ並びにてん菜糖又は甘しやの製造及び政府への売渡に要する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

(てん菜糖及び甘しや糖の買入れ価格)

第二十四条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の買入れの価格は、政令で定めるところにより、前条の生産者価格にてん菜糖又は甘しやの買入れ並びにてん菜糖又は甘しやの製造及び政府への売渡に要する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

(てん菜糖及び甘しや糖の買入れ価格)

第二十五条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の買入れの価格は、政令で定めるところにより、前条の生産者価格にてん菜糖又は甘しやの買入れ並びにてん菜糖又は甘しやの製造及び政府への売渡に要する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

第二十六条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の買入れの価格は、政令で定めるところにより、前条の生産者価格にてん菜糖又は甘しやの買入れ並びにてん菜糖又は甘しやの製造及び政府への売渡に要する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

(てん菜糖及び甘しや糖の買入れ価格)

第二十七条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の買入れの価格は、政令で定めるところにより、前条の生産者価格にてん菜糖又は甘しやの買入れ並びにてん菜糖又は甘しやの製造及び政府への売渡に要する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

(てん菜糖及び甘しや糖の買入れ価格)

第二十八条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の買入れの価格は、政令で定めるところにより、前条の生産者価格にてん菜糖又は甘しやの買入れ並びにてん菜糖又は甘しやの製造及び政府への売渡に要する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

(てん菜糖及び甘しや糖の買入れ価格)

第二十九条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の買入れの価格は、政令で定めるところにより、前条の生産者価格にてん菜糖又は甘しやの買入れ並びにてん菜糖又は甘しやの製造及び政府への売渡に要する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

(てん菜糖及び甘しや糖の買入れ価格)

第三十条 政府は、政令で定めるところにより、てん菜糖又は甘しや糖の買入れの価格は、政令で定めるところにより、前条の生産者価格にてん菜糖又は甘しやの買入れ並びにてん菜糖又は甘しやの製造及び政府への売渡に要する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が砂糖審議会の意見を聞いて定める。

(標準販売価格)

第二十二條 農林大臣は、政令で定めるところにより、砂糖審議会の意見を聞いて、毎年度、当該年度の開始前に、砂糖の製造業者の農林省令で定める銘柄の砂糖の販売価格の標準額(以下「標準販売価格」という。)を定めるものとする。

2 標準販売価格は、政令で定めるところにより、国内産砂糖の生産費、家計費、物価その他の経済事情を参しやくして定めるものとする。

3 農林大臣は、標準販売価格を定めたときは、遅滞なく、告示しなければならない。

4 第十四条第三項及び第四項の規定は、第一項の標準販売価格について準用する。

(砂糖類の売渡し)

第二十三條 政府は、砂糖類年度需給計画に基づき、その所有する砂糖類を売り渡すものとする。

2 前項の規定による砂糖類の売渡しは、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。ただし、政令で定める特別の事由があるときは、指名競争契約又は隨意契約によることができる。

3 第一項の規定により砂糖類の売渡しをする場合の予定価格は、政令で定めるところにより、輸入に係る精製を必要とする砂糖にあつては、その原価にかかわらず、標準販売価格から砂糖の精製業者の精製及び販売に要する費用並びに適正な利潤並びに砂糖消費税に相当する額を控除した額を基準とし、その他の砂糖類にあつては、その原価にかかわらず、標準販売価格を基準として、農林大臣が定める。

(砂糖類の販売価格に関する勸告)

第二十四條 農林大臣は、砂糖類の販売価格が標準販売価格に照らして著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがある場合において、これを安定させるため特に必要があると認めるときは、砂糖類の製造業者又は販売業者に対し、販売価格を引き下げるべき旨を勧告することができる。

第八章 雑則

(助成)

第二十五條 国は、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、生産振興地域の区域の全部又は一部をその区域とする都道府県に対し、第七條第一項又は第六項の承認を受けた生産振興計画の実施に要する経費の全部又は一部を補助することができる。

2 国は、第八條第一項、第十條第一項、第十七條第一項又は第十八條第一項の承認を受けた者に対し、当該砂糖製造施設又はどう糖製造施設の設置又は変更に必要な資金の融通のあつせんを行なうことができる。

(報告及び検査)

第二十六條 農林大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、てん菜等の生産者若しくは生産者団体又は砂糖類の製造業者若しくは販売業者から必要な事項に関し報告を徴し、又はその職員に、これらの者の

の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査を行なう場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九章 砂糖審議会及び甘味資源生産振興審議会

(設置及び所掌事務)

第二十七條 農林省に砂糖審議会を、生産振興地域の区域の全部又は一部をその区域とする都道府県に甘味資源生産振興審議会を置く。

2 砂糖審議会は、農林大臣の諮問に應じ、てん菜等の生産の振興及び砂糖類の需給に関する重要事項について調査審議する。

3 砂糖審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に対し、建議することができる。

4 甘味資源生産振興審議会は、都道府県知事の諮問に應じ、てん菜等の生産の振興に関する重要事項について調査審議する。

5 甘味資源生産振興審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に対し、建議することができる。

(組織)

第二十八條 砂糖審議会は、委員二十四人以内で組織する。

2 砂糖審議会の委員は、次に掲げる者につき、農林大臣が任命する。

一 てん菜等の生産者を代表する者 八人以内

二 砂糖類の製造業者又は販売業者を代表する者 八人以内

三 てん菜等又は砂糖類に関し学識経験を有する者 八人以内

3 甘味資源生産振興審議会は、委員二十人以内で組織する。

4 甘味資源生産振興審議会の委員は、てん菜又は甘しやの生産者を代表する者、砂糖の製造業者を代表する者及びてん菜、甘しや又は砂糖に関し学識経験を有する者のうちから都道府県知事が任命する。

5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができ、委員は、非常勤とする。

(会長)

第二十九條 砂糖審議会及び甘味資源生産振興審議会の会長は、それぞれ、その委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、砂糖審議会又は甘味資源生産振興審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(専門委員)

第三十條 専門の事項を調査させるため、砂糖審議会及び甘味資源生産振興審議会に、専門委員を置くことができる。

ちから、農林大臣又は都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、非常勤とする。(政令への委任)

第三十一條 この法律に定めるもののほか、砂糖審議会及び甘味資源生産振興審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

(罰則)

第三十二條 第二十一條の規定に違反して砂糖を輸入した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、輸入した砂糖の価額の十倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該価額の十倍以下とする。

2 前項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者は、同項の例による。

3 第一項の価額は、その砂糖の生産地又は仕入地における原価に荷造費、運送費、保険料その他輸入地に到着するまでの諸費及び輸入税に相当する金額を加えたものとする。

第三十三條 第二十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するは

五

定ニ依リ同法ノ効力ノ存スル間
本会計ノ砂糖類管理勘定ノ所属
トス此ノ場合ニ於テ第一一条中
「(以下砂糖類ト謂フ)トアルハ
「(旧てん菜生産振興臨時措置法
附則第二項但書ニ規定スル甜菜
糖ヲ含ム以下砂糖類ト謂フ)」ト
読替アルモノトス

8 改正後の食糧管理特別会計法の
規定は、次項に定めるものを除く
ほか、昭和三十八年度分以後の予
算について適用し、昭和三十七年
度分以前の予算については、なお
従前の例による。

9 改正後の食糧管理特別会計法第
六条ノ八第二項第二号又は第三号
の規定により食糧管理特別会計に
添附すべき前年度又は前年度に
係る書類については、昭和三十八
年度分(前年度に係る当該書類
については、昭和三十九年度分を
含む)の予算に限り、これらの規
定にかかわらず、なお従前の例に
よる。

10 昭和三十八年三月三十一日にお
いて食糧管理特別会計の農産物安
定勘定に所属する資産及び負債で
てん菜糖に係るものは、政令で定
めるところにより、食糧管理特別
会計の砂糖類管理勘定に帰属する
ものとする。

(関税定率法の一部改正)
11 関税定率法(明治四十三年法律
第五十四号)の一部を次のように
改正する。
第十四条第五号の次に次の一号を
加える。
五の二 甘味資源の生産の振興及

び砂糖類の管理に関する法律
(昭和三十八年法律第 号)第
二十条の規定に基づき政府又は
その委託を受けた者が輸入する
砂糖
(農産物価格安定法の一部改正)
12 農産物価格安定法(昭和二十八
年法律第二百二十五号)の一部を
次のように改正する。
第七条第二項に次の一号を加え
る。

四 ぶどう糖製造業の育成を図
るため必要があるとき。

理 由

農業経営の改善及び農家所得の安
定を図り、あわせて、砂糖の自給度
の向上、糖業経営の健全化及び国民
の食生活の安定に資するため、てん
菜及び甘しやの生産を振興するため
に必要な措置を講ずるとともに、政
府が砂糖の輸入を管理し、国内産の
砂糖類の需給及び価格を安定させる
必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、
約五十四億円の見込みである。

甘味資源特別措置法案

甘味資源特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条、第二条)
- 第二章 甘味資源作物の生産の振
興(第三条―第十二条)
- 第三章 生産振興地域における国

内産糖製造事業(第十三
条―第十九条)

第四章 国内産糖の政府買入れ
(第二十条―第二十三条)

第五章 国内産ぶどう糖の政府買
入れ等(第二十四条―第
二十八条)

第六章 甘味資源審議会(第二十
九条―第三十四条)

第七章 雑則(第三十五条―第三
十七条)

第八章 罰則(第三十八条―第四
十一条)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、適地における
甘味資源作物の生産の振興及び当
該生産に係る甘味資源作物又は国
内産のてん菜粉を原料として
使用する砂糖類製造事業の健全な
発展を図るために必要な措置を講
ずることにより、農業経営の改善
と農家所得の安定及び甘味資源に
係る国際競争力の強化に資するこ
とを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「甘味資
源作物」とは、てん菜及びさとう
きびをいう。

2 この法律において「国内産糖」と
は、国内産の甘味資源作物を原料
として製造される砂糖をいう。

3 この法律において「国内産ぶど
う糖」とは、国内産の甘しよでん
粉又は馬鈴しよでん粉を原料とし
て製造されるぶどう糖をいう。

4 この法律において「砂糖類」と
は、砂糖及びぶどう糖をいう。

第二章 甘味資源作物の生産 の振興

(需要及び生産の長期見通し)

第三条 政府は、砂糖類及び甘味資
源作物を農業基本法(昭和三十六
年法律第二百七号)第八条第一
項(重要農産物についての需要及
び生産の長期見通しの樹立)の重
要な農産物として、これらにつ
き、同項の規定により需要及び生
産の長期見通しをたて、これを公
表しなければならない。

(生産振興地域の指定)

第四条 農林大臣は、てん菜及びさ
とうきびごとに、次の各号に掲げ
る要件のすべてを備える一定の区
域であつて、当該区域における農
業経営の改善を図るため甘味資源
作物の生産を計画的に振興するこ
とが特に必要であると認められる
ものをてん菜生産振興地域又はさ
とうきび生産振興地域(以下「生産
振興地域」と総称する)として指
定することができる。

一 当該区域における気象条件及
び当該区域内の農地の相当部分
に係る土じようその他の自然的
条件が甘味資源作物の栽培に適
する政令で定める条件に適合し
ていること。

二 当該区域における農作物の作
付の体系、競合農作物の状況、
農業労働条件その他の農業経営
の条件に照らして、当該区域内
における甘味資源作物の生産が
安定的に増大する見込みが確実
であること。

三 当該区域内において生産され

る甘味資源作物の生産数量が、
一又は二以上の合理的な経営規
模の国内産糖の製造事業を安定
的に成立させるために必要な数
量として政令で定める数量に達
しており、又はこれに達する見
込みが確実であること。

2 農林大臣は、前項の規定による
指定をしようとするときは、関係
都道府県知事の意見を聞かなけれ
ばならない。

(指定の申出)

第五条 都道府県知事は、その区域
における農業経営の改善を図るた
め甘味資源作物の生産を計画的に
振興することが特に必要と認めら
れる一定の区域につき、前条第一
項の規定による指定をすべき旨を
農林大臣に申し出ることができる。

(区域の変更)

第六条 農林大臣は、甘味資源作物
の生産事情、経済事情等に変動が
生じ、又は生ずるおそれがある場
合において、必要があるときは、
生産振興地域の区域を変更するこ
とができる。

2 前項の規定による変更は、その
変更後の区域が第四条第一項各号
に掲げる要件のすべてを備える区
域であり、かつ、その区域におけ
る農業経営の改善を図るため当該
甘味資源作物の生産を計画的に振
興することが特に必要と認められ
る場合でなければ、することがで
きない。

3 第四条第二項及び前条の規定
は、第一項の規定による変更につ
いて準用する。

(指定の解除)

第七条 農林大臣は、生産振興地域が第四条第一項各号に掲げる要件の全部又は一部を欠くに至つたときは、生産振興地域の指定を解除しなければならない。

2 第四條第二項及び第五條の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(指定等の告示)

第八条 第四條第一項の規定による指定、第六條第一項の規定による区域の変更及び前條第一項の規定による指定の解除は、告示しなければならない。

(生産振興計画の樹立)

第九条 生産振興地域の区域の全部又は一部を管轄する都道府県知事は、当該区域内において生産される当該甘味資源作物につき、農林省令で定めるところにより、毎年、生産振興計画をたて、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 生産振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 作付面積及び生産数量に関する事項

二 土地改良その他生産基盤の整備に関する事項

三 優良種苗の生産及び普及に関する事項

四 栽培技術の改善に関する事項

五 農業経営の合理化に関する事項

六 集荷及び販売に関する事項
七 その他必要な事項

3 都道府県知事は、生産振興計画をたてようとするときは、関係市

町村及び農林省令で定める農業団体等の意見を聞かなければならない。

4 都道府県知事は、生産振興計画につき第一項の承認を受けたときは、その概要を公示しなければならない。

(生産振興計画の変更)

第十条 都道府県知事は、生産振興計画を変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 前條第三項及び第四項の規定は、生産振興計画の変更について準用する。

(生産振興計画の実施に係る助成)

第十一条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、生産振興地域の区域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県に対し、第九條第一項の承認(生産振興計画を変更した場合にあつては、その変更に係る前條第一項の承認を含む)を受けた生産振興計画の実施に要する経費の一部を補助することができる。

(生産振興計画の達成のための援助)

第十二條 農林大臣及び都道府県知事は、甘味資源作物を生産する者又はその者の組織する団体に対し、前條の生産振興計画の達成を図るため、助言、指導、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第三章 生産振興地域における国内産糖製造事業

(指定製造施設の設置の承認)

第十三條 甘味資源作物を原料とし

て国内産糖を製造する施設で政令で定めるもの(以下「指定製造施設」という)を生産振興地域の区域内において新たに設置しようとする者は、農林省令で定める手続により、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の承認の申請が次の各号に掲げる要件のすべてに適合していると認められるときは、同項の承認をしなければならない。

一 当該承認をすることによつて、当該生産振興地域の区域内に設置される指定製造施設についての原料処理能力が、第三條及び農業基本法第八條第一項の規定により公表された甘味資源作物に係る長期見通し等から推定される当該区域内における当該甘味資源作物の生産の長期の見通しに照らして著しく過大にならないこと。

二 当該申請に係る指定製造施設についての原料処理能力が当該事業を合理的に経営するために必要と認められる規模のものであり、かつ、その施設が効率的なものであること。

三 当該申請に係る指定製造施設の設置の場所が当該事業の合理的な経営に適する立地条件を備えていること。

四 当該申請に係る指定製造施設についての原料処理能力に見合う当該甘味資源作物の数量を当該生産振興地域の区域内において確保する見込みが確実であること。

五 当該事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

六 その他当該承認をすることによつて、当該生産振興地域の区域内における当該甘味資源作物の生産又はその区域内に設置される指定製造施設による当該事業の健全な発展が阻害されることとならないこと。

(既存指定製造施設に係る届出)

第十四條 生産振興地域の指定又は生産振興地域の区域の変更があつた場合において、その指定又は区域の変更の際現にその区域(区域の変更の場合にあつては、その変更によつて新たに生産振興地域の区域となつた地域)内において指定製造施設を設置している者(当該区域内においてその新設に係る工事が行なわれている場合のその設置者を含む)は、その指定又は区域の変更があつた日から三十日以内に、農林省令で定める事項を農林大臣に届け出なければならない。

(指定製造施設の変更の承認)

第十五條 生産振興地域の区域内に設置されている指定製造施設(以下「地域内指定製造施設」という)につき農林省令で定める変更をしようとする者は、農林省令で定める手続により、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 第十三條第二項の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の条件)

第十六條 第十三條第一項及び前條

第一項の承認には、条件を附することができない。

2 前項の条件は、当該承認に係る指定製造施設の適確な設置及び当該指定製造施設による当該事業の適正な運営を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(事業開始等の届出)

第十七條 地域内指定製造施設につき、当該事業を開始し、当該事業を廃止し、又は農林省令で定める一定期間以上継続して当該事業を休止する者は、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(地域内国内産糖製造事業者に対する指示及び勧告)

第十八條 農林大臣は、生産振興地域の区域内における農業経営の改善と農家所得の安定を図るため必要があるときは、地域内指定製造施設により当該生産振興地域の区域内において生産される当該甘味資源作物を原料として国内産糖を製造する事業(以下「地域内国内産糖製造事業」という)を行なう者(以下「地域内国内産糖製造事業者」という)に対し、当該生産振興地域の区域内において生産される当該甘味資源作物に係るその生産者からの買入の価格その他その生産者との取引の条件及び方法、その買入れを行なう区域並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその貯蔵に関し、必要な指示をすることができる。

第十九条 農林大臣は、地域内国内産糖製造事業の合理化を促進するため必要があるときは、地域内国内産糖製造事業者に対し、当該事業に係る経営の改善、当該事業の休止、当該事業に係る経営の共同化、地域内指定製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による勧告に従い必要な措置を講ずる者に対し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第四章 国内産糖の政府買入れ

(政府買入れをする場合)

第二十条 政府は、砂糖の価格が著しく低落した場合において、必要があるときは、農林省令で定めるところにより、地域内国内産糖製造事業者から、その製造する国内産糖の買入れをすることができ

る。

(政府買入れの対象となる国内産糖の種類等)

第二十一条 前条の規定により政府が買入れる国内産糖は、生産振興地域の区域内において生産された当該甘味資源作物で、てん菜及びさとうきびごとにその生産者販売価格の最低基準となるものとして農林大臣が定める価格(以下「最低生産者価格」という。)を下らない価格でその生産者から買入れられたものを原料として当該地域内指定製造施設により製造された国内産糖であつて、農林省令で定

める種類、規格及び生産年のものに限るものとする。

2 前項の場合において、国内産糖が、生産振興地域の区域内において生産された当該甘味資源作物で最低生産者価格を下らない価格でその生産者から買入れられたものを原料として製造されたものかどうかの認定の手続は、前条の農林省令で定めるものとする。

(最低生産者価格)

第二十二条 最低生産者価格は、政令で定めるところにより、農業バリエイ指数に基づき算出される価格を基準とし、物価その他の経済事情を参酌して定めるものとする。

2 最低生産者価格は、てん菜にあつては毎年一月一日から十二月三十一日までには種されるもの、さとうきびにあつては毎年十月一日から翌年九月三十日までには収穫されるものにつき、その種又は収穫が開始される時期を基準として政令で定める期日までに告示しなければならぬ。

3 最低生産者価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、農林大臣は、遅滞なく、改定後の最低生産者価格を告示しなければならぬ。

(政府買入れの価格)

第二十三条 第二十条の規定による政府の買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に、当該甘味資源作物の買入れ並びにこれを原料とする国内産糖

の製造及びその政府への売渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

2 前項の政府の買入れの価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の政府の買入れの価格について準用する。

第五章 国内産ぶどう糖の政府買入れ等

(政府買入れをする場合)

第二十四条 政府は、砂糖の価格が著しく低落した場合において、国内産ぶどう糖の生産を維持してその原料でん粉の原料となる国内産の甘しよ及び馬鈴しよの需要の確保を図るため必要があるときは、農林省令で定めるところにより、国内産ぶどう糖の製造事業者(以下「ぶどう糖製造事業者」という。)から、その製造する国内産ぶどう糖の買入れをすることができ

る。

(政府買入れの対象となる国内産ぶどう糖の種類等)

第二十五条 前条の規定により政府が買入れる国内産ぶどう糖は、農林省令で定める種類、規格及び生産年のものに限るものとする。

(政府買入れの価格)

第二十六条 第二十四条の規定による政府の買入れの価格は、政令で定めるところにより、農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二百二十五号)第五条第一項(農産物等の買入価格の算定方法)の甘しよでん粉の買入基準価格に運賃その

他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産ぶどう糖の製造及びその政府への売渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

2 前項の政府の買入れの価格は、毎年、政令で定める期日までに告示しなければならない。

3 第二十二条第三項の規定は、第一項の政府の買入れの価格について準用する。

(政府買入れに係る国内産ぶどう糖の売渡し)

第二十七条 政府は、第二十四条の規定により買入れた国内産ぶどう糖を、政令で定めるところにより、随意契約により売り渡すことができる。

2 前項の規定により国内産ぶどう糖を随意契約により売り渡す場合における予定価格は、政令で定めるところにより、ぶどう糖の市価、砂糖の市価及び物価その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

(ぶどう糖製造事業者に対する勧告)

第二十八条 農林大臣は、国内産ぶどう糖の製造事業者の合理化を促進するため必要があるときは、ぶどう糖製造事業者に対し、当該事業に係る経営の改善、当該事業の休止、当該事業に係る経営の共同化、国内産ぶどう糖製造施設の譲渡その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

に対し、資金の融通のあつせんその他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

第六章 甘味資源審議会

(設置)

第二十九条 農林省に、甘味資源審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第三十条 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、甘味資源作物の生産の振興、砂糖類の製造事業の合理化、でん粉の原料となる甘しよ及び馬鈴しよの需要の確保その他この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し、農林大臣及び関係各大臣に意見を述べることができ

(組織)

第三十一条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、前条第一項に規定する事項に關し学識経験を有する者のうちから、農林大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第三十二条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第三十三條 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

(農林省令への委任)

第三十四條 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第七章 雜則

(報告及び検査)

第三十五條 農林大臣は、甘味資源作物の生産費の調査に必要な限度において、甘味資源作物の生産者から必要な事項に關する報告をさせることができる。

第三十六條 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、地域内国内産糖製造事業者若しくはぶどう糖製造事業者に対し、必要な事項に關する報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(事業の停止命令)

第三十七條 農林大臣は、第十三條第一項又は第十五條第一項の承認を受けた者(その者の一般承継人その他の承継人で、農林省令で定めるものを含む)が第十六條第一

項の規定により当該承認に附された条件に違反したときは、その者に對し、一年以内の期間を定め、その承認に係る地域内指定製造施設による当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができ

第八章 罰則

第三十八條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三條第一項の規定に違反して指定製造施設を新たに設置した者

二 第十五條第一項の規定に違反して地域内指定製造施設につき同項の農林省令で定める変更をした者

三 前条の規定による事業の停止の命令に違反した者

第三十九條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十四條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十五條若しくは第三十六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十六條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

第四十一條 第十七條の規定による

届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国内産糖の政府買入れに係る特例)

第二條 政府は、当分の間、第二十条の規定による買入れのほか、地域内指定製造施設の新設の当初においてその新設をした者が当該甘味資源作物の集荷等の面を受ける著しい不利を補正する必要がある場合その他政令で定める特別の事由がある場合において、特に必要があるときは、農林省令で定めるところにより、当該地域内国内産糖製造事業者(農林省令で定める特別の事由がある国内産糖の製造事業者を含む)から、その製造する国内産糖の買入れをすることができ

第三條 政府は、当分の間、第二十条の規定による買入れのほか、国内産ぶどう糖の製造事業者の合理化を促進するため特に必要があるときは、農林省令で定めるところにより、ぶどう糖製造事業者から、その製造する国内産ぶどう糖の買入れをすることができ

2 前項の規定による政府の買入れの価格は、その原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に、当該甘味資源作物の買入れ並びにこれを原料とする国内産糖の製造及びその政府への売渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、当該甘味資源作物の生産事情、集荷事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 第二十一条の規定は第一項の規定により政府が買入れる国内産糖について、第二十二條第三項の規定は第二項の政府の買入れの価格について、それぞれ、準用する。この場合において、第二十一条第一項中「生産振興地域の区域内」とあるのは「生産振興地域の区域(農林大臣が指定する区域を含む。以下この条において同じ)内」と、「当該地域内指定製造施設」とあるのは「当該地域内指定製造施設(農林大臣が指定する指定製造施設を含む)」と読み替へるものとする。

(国内産ぶどう糖の政府買入れに係る特例)

第三條 政府は、当分の間、第二十条の規定による買入れのほか、国内産ぶどう糖の製造事業者の合理化を促進するため特に必要があるときは、農林省令で定めるところにより、ぶどう糖製造事業者から、その製造する国内産ぶどう糖の買入れをすることができ

2 前項の規定による政府の買入れの価格は、政令で定めるところにより、農産物価格安定法第五條第一項の甘しよでん粉の買入基準価格に運賃その他の諸掛りを加え、これに甘しよでん粉を原料とする国内産ぶどう糖の製造及びその政府への売渡しに要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、でん粉の需給事情その他の経済事情を参酌して、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3 農林大臣は、前項の政府の買入れの価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

附則

(施行期日)

4 第二十五條の規定は第一項の規定により政府が買入れる国内産ぶどう糖について、第二十六條第三項の規定は第二項の政府の買入れの価格について、第二十七條の規定は第一項の規定により政府が買入れた国内産ぶどう糖について、それぞれ、準用する。

(奄美群島復興実施計画との関係)

第四條 奄美群島復興特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域が生産振興地域の区域の全部又は一部となつた場合においては、鹿児島県知事は、同法第四條第一項の規定により作成する復興実施計画と第九條第一項の規定により当該生産振興地域についてたてる生産振興計画とが相互に矛盾するところがないように配慮するものとする。

(経過規定)

第五條 昭和三十八年においては種されるてん菜に係る最低生産者価格は、第二十二條第二項の規定にかかわらず、政令で定める期日までに告示するものとする。

(食糧管理特別会計法の一部改正)

第六條 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第一條中「食糧及」を「食糧、」に改め、「(以下農産物等と謂ふ)」の下に「並甘味資源特別措置法(昭和三十一年法律第 号)第二十條

及第二十四条ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖及国内産葡萄糖(以下砂糖類ト謂フ)を加える。

第一条ノ二中「農産物等安定勘定」の下に「砂糖類勘定」を加える。

第二条、第三条及び第四条ノ三中「及農産物等」を「農産物等及砂糖類」に改める。

第六条ノ二の次に次の一条を加える。

第六条ノ二ノ二 砂糖類勘定ニ於テハ砂糖類ノ売渡代金、調整勘定ヨリノ受入金、一般会計ヨリノ受入金其ノ他附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ砂糖類ノ買入代金、砂糖類ノ買入及売渡ニ関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

前項ノ一般会計ヨリノ受入金ハ砂糖類勘定ノ決算上ノ損失ヲ補填スル為算ノ定ムル所ニ依リ一般会計ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

第六条ノ三及び第六条ノ五第一項中「農産物等安定勘定」の下に「砂糖類勘定」を加える。

第六条ノ九中「及農産物等」を「農産物等及砂糖類」に改める。

第八条ノ四の次に次の一条を加える。

第八条ノ四ノ二 砂糖類勘定ニ付テハ前条ノ規定ヲ準用ス

附則第五項中「及てん菜生産振興臨時措置法(昭和二十八年法律第二号)ノ規定ニ依ル甜菜糖」を削リ、「保管」ハ検査並飼料需給安定法ノ規定ニ依ル飼料ノ交換に「交換」ハ保管に「ハ当分」

間」を「及甘味資源特別措置法附則第二条第一項又ハ第三条第一項ノ規定ニ依ル国内産糖又ハ国内産葡萄糖ノ買入、売渡又ハ保管ニ関スル一切ノ歳入歳出ハ当分ノ間夫々」に改め、「農産物等安定勘定」の下に「及砂糖類勘定」を加え、「第一条」を「第二条中「食糧、農産物等及砂糖類ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、砂糖類(甘味資源特別措置法附則第二条第一項及第三条第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖及国内産葡萄糖ヲ含ム以下同シ)及飼料ノ買入代金並飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、」に、「食糧及農産物等」を「食糧、農産物等及砂糖類」に、「飼料及甜菜糖ノ買入代金並」を「砂糖類及飼料ノ買入代金並」に、「飼料及甜菜糖ノ売渡代金」を「及飼料ノ売渡代金」に、「飼料及甜菜糖ノ買入代金」を「及飼料ノ買入代金」に、「飼料及甜菜糖ノ買入」を「飼料及甜菜糖」に改める。

附則第五項の次に次の一項を加える。

政府ハ当分ノ間第六条ノ二ノ二第二項ノ規定ニ拘ラズ甘味資源特別措置法附則第二条第一項又ハ第三条第一項ノ規定ニ依リ買入レタル砂糖類ニ係ル砂糖類勘定ニ生ズル損失ヲ補填スル為算ノ定ムル所ニ依リ一般会計ヨリ砂糖類勘定ニ繰入金ヲ為スコトヲ得

(食糧管理特別会計法の一部改正に伴う経過規定)

第七条 改正後の食糧管理特別会計法の規定は、次項に定めるものを除くほか、昭和三十九年度分以降の予算について適用し、昭和三十八年度分以前の予算については、なお従前の例による。ただし、昭和三十八年度分の予算については、改正前の食糧管理特別会計法附則第五項中「及てん菜生産振興臨時措置法(昭和二十八年法律第二号)ノ規定ニ依ル甜菜糖」とあるのは、「てん菜生産振興臨時措置法(昭和二十八年法律第二号)ノ規定ニ依ル国内産糖又ハ国内産葡萄糖」と、当分ノ間本会計」とあるのは「本会計」と、「及甜菜糖」とあるのは「甜菜糖及甘味資源特別措置法ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル国内産糖又ハ国内産葡萄糖」とする。

2 食糧管理特別会計法第六條ノ八第二項第二号又ハ第三号の規定により食糧管理特別会計の予算に添附すべき前前年度又は前年度に係る書類については、昭和三十九年度分(前前年度に係る当該書類については、昭和四十年年度分を含む)の予算に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和三十九年三月三十一日における食糧管理特別会計の農産物等安定勘定の資産及び負債は、政令で定めるところにより、同会計の農産物等安定勘定又は砂糖類勘定にそれぞれ帰属するものとする。

(農林省設置法の一部改正)

第八条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十条第四号中「及びてん菜糖」を「国内産糖(甘味資源特別措置法(昭和三十八年法律第二号)第二条第二項の国内産糖をいう)及び国内産ぶどう糖(同条第三項の国内産ぶどう糖をいう)」に改める。

第五十一条第一項中「第五十四条」を「次条」に改め、第五十二条及び第五十三条を削り、第五十一条の次に次の一条を加える。

(米価審議会及び甘味資源審議会)

第五十二条 食糧庁に、附屬機関として、米価審議会及び甘味資源審議会を置く。

第五十四条の見出しを削り、同条第一項中「食糧庁の附屬機関として、米価審議会を置く」を削り、同条を第五十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十四条 甘味資源審議会は、甘味資源特別措置法によりその権限に属させた事項を行なうことを目的とする機関とする。

2 前項に定めるもののほか、甘味資源審議会については、甘味資源特別措置法の定めるところによる。

理由

適地における甘味資源作物の生産の振興を図るための生産振興地域の指定の制度、当該地域における国内

産糖製造事業施設の新設の承認の制度、国内産糖及び国内産ぶどう糖に係る政府買入れの制度等を定めて、当該地域における農業経営の改善と農家所得の安定及び甘味資源に係る国際競争力の強化に資するとともに、農林省に甘味資源審議会を設置して甘味資源に関する重要事項を調査審議する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○長谷川委員長 審査に入ります。

甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案について提案理由の説明を聴取いたします。芳賀貢君。

○芳賀議員 ただいま議題となりました芳賀貢外二十六名提出甘味資源の生産の振興及び砂糖類の管理に関する法律案につき、提出者を代表して、その提案の理由を御説明申し上げます。

わが国における甘味資源としてましては、てん菜を原料として製造したてん菜糖、甘蔗を原料として製造した甘蔗糖、及びカンショ、パレイショを原料とする澱粉から製造したブドウ糖等であり、その生産量は、昭和三十一年度において、てん菜糖十六万トン、甘蔗糖二十万トン、(沖縄の生産十四万トンを含む)ブドウ糖六万トンで合計四十二万トンとなっており、国内需要量百六十五万トンの四分の一にすぎず、毎年百二十万トン以上を輸入に依存している状況であります。

これら甘味資源のうち、てん菜については、北海道における寒地農業の重要作物として昭和初年から奨励せられ、砂糖の自給化政策と相俟って昭和

二十七年にはてん菜生産振興臨時措置法が制定され、今日に至っているわけであります。

次に、甘蔗の生産につきましても奄美及び沖縄における重要な作物であり、その農家所得の中に占める比重はきわめて大きいものがあります。さらにブドウ糖の生産につきましては、カシノ、パレイシヨ生産農家の所得の安定のため、澱粉需要の確保の見地から大いに振興する必要があることは論を待たないところであります。

政府は昭和三十四年甘味資源自給力総合対策を決定し、十年後の昭和四十三年度における砂糖類の総需要量を百五十二万トンと推定し、てん菜糖については四十万トン（北海道三十万トン、府県十萬トン）甘蔗糖二十万トン（奄美六万トン、沖縄十四万トン）、ブドウ糖十五万トン、合計七十五万トンの生産目標を立て、自給度五〇〇の達成を指向したのであります。

しかるにその後この長期計画の推移状況は不振をきわめ、すなわち北海道のてん菜については三十七年度の計画面積五万三千ヘクタールに対し、作付面積は八三〇の四万四千ヘクタールであり、砂糖の生産目標二十万トンに対し七〇の十四万トンと大きく下回っている実情であります。また府県のてん菜については、三十七年度の砂糖の生産目標十萬トンに対し、一三〇の一萬三千トンという状況であります。さらにその後の需要の増加は著しく、三十七年度において百六十五万トンに達し、長期計画による四十三年度百五十二万トンの需要見込みをはるかに上回っている現状であり、今や長期計画を

のものをすみやかに全面的に改定すべき事態に直面しているものであります。

このような甘味資源の生産の不振につきましても、政府の長期計画の策定に欠陥があることはもちろんであり、また、この計画達成のための施策に積極性を欠き、ことに畑地改良等の生産基盤の整備の立ちおくれ、てん菜生産者価格の低価格、さらには国内糖業対策の不徹底等政府の無為無策に基因するところが多いのであります。現に北海道においては、原料の生産と確保を度外視して政治的な工場の過剰誘致が行なわれ、結果的には製造業者は原料不足による製品のコスト高で経営難に陥り、生産農家は原料の低価格により増産意欲を減殺している実情であります。また府県においても、政府の呼びかけにこたえて、てん菜糖生産に乗り出した民間製糖会社も、原料不足により、大分県における新光てん菜糖工場は昨年秋操業中止のやむなきに至り、生産農民及び関係会社の損失はものごとのこと、暖地てん菜生産の前進に暗影を投じている状態でもあります。かかる結果を招来した政府の施策の失敗は、国民の批判の前に十分反省せらるべきであります。しかるに最近における政府の甘味資源対策を見ると、輸入砂糖については現行の外貨割当制を廃して自由化の実施を急いでいる模様であります。砂糖の輸入自由化については政府の方針には明確な根拠がなく、単に自由化率九〇の達成のために国内甘味資源の保護対策を犠牲にするかの態度が濃厚であります。

翻って欧米諸国における砂糖政策の状況を見ると、砂糖の輸入が完全に自由化されている実例は皆無であり、あ

るいは政府輸入の方式をとり、あるいは輸入割当制、高率関税の採用、国内甘味資源に対する補助金制度等いずれも強力な保護政策を講じ国内自給度の向上に努めている実情であります。

ことにイタリアにおいては第二次世界大戦直後の一九四六年にてん菜糖生産量二十七万トンであったのを十年後の一九五四年には百四十万トンの生産量に躍進させ、砂糖の自給化を完成した実績に徴しても、その国における政府の政策実行に臨む熱意こそが生産発展の成否を制することが実証されるのであります。これに反して、池田首相初め政府の態度は、甘味資源生産振興についての明確な対策もなく国内態勢未整備のまま、いたずらに自由化だけを強行せんとする意図であり、全く理解に苦しむところであります。

わが党としては、甘味資源の生産振興と糖業の発展を国の施策として積極的に進めるためには砂糖の自由化は行なうべきでない旨を、ここに明らかにしておくものであります。

以上申し述べた現状と観点に立ち、今後の甘味資源対策を強力に進めるために、すなわち、てん菜及び甘蔗の生産を振興するために必要な措置を講ずるとともに、砂糖類の需給及び価格を安定させるために政府が砂糖類を管理することとし、もって農業経営の改善と農家所得の安定をはかり、あわせて砂糖の自給度の向上と糖業経営の健全化及び国民の食生活の安定に資するために、この法案を提出することとした次第であります。

次に、この法案の内容について概要を御説明申し上げます。

第一は、砂糖類需給計画の策定であ

ります。農林大臣は砂糖審議会に諮り、砂糖類の需給見通し、砂糖類の生産目標、てん菜、甘蔗及びブドウ糖原料の澱粉の生産目標、砂糖類の輸入見通し等の重要事項について、毎五カ年を一期とする長期需給計画を定め、これに基づき毎年度の需給計画を具体的に定めて、施策の方向を明らかにし、これを公表することとしたしております。

第二は、てん菜及び甘蔗の生産振興についてであります。生産条件が、てん菜または甘蔗の栽培に適しており、農業経営の改善により生産が増大する見込みが確実であり、さらに製糖企業を成立せしめるだけの生産量を確保し得る見込みのあること等を考慮し、農林大臣は都道府県の区域につき生産振興地域の指定を行なうものであります。次に生産振興地域の指定を受けた都道府県知事は、甘味資源生産振興審議会に諮り、生産振興計画を定め、農林大臣の承認を求めるとしてあります。

第三は、砂糖類製造施設の承認制であります。現在の製糖工場は原料不足等の理由から不安定な経営に陥っている現状であり、これら製造施設の合理化はもろろんであります。設備が過剰とならないよう、原料の生産に即応し施設の設置または変更につき農林大臣の承認を要することとしたしております。

なお、ブドウ糖の製造施設についても同様の承認を要することとしたのであります。

第四は、生産振興地域内において生産されたてん菜または甘蔗の集荷及び

販売については生産団体を通じて一元的に行なわれるように、また生産者団体及び製造業者は、これらの事項につき契約を締結するようにいたしたのであります。

第五は、砂糖類の政府買い入れの措置について、国内産てん菜糖及び甘蔗糖にあっては砂糖製造業者の申し込みに応じて政府買い入れを行なうこととしたしております。またブドウ糖については、市価が低落して、ブドウ糖の生産の確保と価格安定のため必要と認める場合は政府買い入れを行なうこととしてあります。

第六は、生産者価格及び買い入れ価格についてであります。まず、てん菜及び甘蔗の生産者価格については選択的拡大の重要作物とみなして、生産者米価の算定と同様に、生産費所得補償方式に基づき生産者価格を定めて告示することとしたのであります。

次に、てん菜糖及び甘蔗糖の政府買い入れ価格については、てん菜または甘蔗の生産者価格に砂糖の製造及び政府への売り渡しに要する経費を加えた額を基準として定めることとしてあります。なお、ブドウ糖の買い入れ価格については、農産物価格安定法に基づくカシノ、パレイシヨ澱粉の政府買い入れ基準価格に所要の経費を加えた額を基準として定めることとしてあります。

第七は、砂糖の政府輸入についてであります。政府は需給計画に基づき、必要量の砂糖を輸入することとし、政府以外の輸入は認めないことにいたし、また関税については、政府輸

入の立場から、これを免除することとしたてあります。

第八は、砂糖類の標準販売価格についてであります。砂糖の販売価格が国民食生活に及ぼす影響等を配慮して、標準販売価格の算定については、国産砂糖の生産費、家計費、物価事情等を参照して価格を定め、告示することとしたしました。なお、農林大臣は糖価安定のために必要な勧告を行なうこととしております。

第九は、砂糖類の政府売り渡しについてであります。政府は需給計画に基づき、その所有する砂糖類を売り渡すものとし、売り渡し予定価格については、標準販売価格を基準として、それぞれ定めることとしてしております。

第十は、助成措置についてであります。国は予算の範囲内で、生産振興地域の都道府県に対し、生産振興計画の実施に要する経費の助成を行なうこととし、及び砂糖類の製造施設の設置につき必要な資金の融通のあっせんを行なうものとしたしました。

第十一は、砂糖審議会等の組織についてであります。甘味資源の生産振興及び砂糖類の需給計画に関し、てん菜等の生産者価格、砂糖類の政府買い入れ価格及び砂糖の標準価格の決定に関する重要事項を調査審議するため、農林省に砂糖審議会を設置することとしております。

また、甘味資源の生産の振興対策及び原料の集荷、販売に関する重要事項について調査審議するため、生産振興地域の都道府県に甘味資源生産振興審議会を設置することとしたしました。

第十二は、行政機構等についてであります。本法案の円滑な運用をはかるため、食糧庁に、砂糖所管部の新設及びこれに伴う定員の確保を行なうための農林省設置法の改正、砂糖類の政府管理に伴い砂糖類管理助定を設けるための食糧管理特別会計法の改正、政府が砂糖の輸入を行なうため、関税免除のための関税定率法の改正その他諸規定の整備を行なうこととしたしております。

第十三に、この法律は昭和三十八年四月一日から施行することとしたしております。

以上、本法律案の提案理由及びその内容の概略を申し述べました。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○長谷川委員長 引き続き、甘味資源特別措置法案について提案理由の説明を聴取いたします。大澤食糧庁長官。

○大澤 政府委員 甘味資源特別措置法案につきましてその提案趣旨を御説明申し上げます。

甘味資源の生産の振興につきましては、昭和二十八年以来てん菜生産振興臨時措置法に基づき、寒地におけるてん菜の生産振興のための措置を講じてきたところであります。また昭和三十四年には甘味資源自給力強化総合対策として、国内産糖製造事業の自立基盤を確立するため、砂糖の関税及び消費税の振りかえを行なうとともに、日本てん菜振興会を設立して試験研究の拡充強化をはかる等の諸般の措置を講じてきたところであります。

寒地てん菜については、近年天候その他の理由によって若干停滞の気味にあるものの、今後の伸長を期待し得るものがあり、西南諸島における甘蔗及び甘蔗糖、澱粉を原料とするブドウ糖についても急速な生産の伸長があり、さらに暖地においてもてん菜作の導入の試みがなされてきているところであります。

この間にあって甘味資源作物の導入がその農業経営の改善と農家所得の安定に果たした役割は、寒地てん菜にあってはその耐寒性作物であることと畜産との有機的結合による輪作体系の合理化によって、また、サトウキビにあっては他に対比すべきものがない主要な商品作物として、それぞれまことに大なるものがあつたと考えられるのであります。

従つて、今後におきましても、農業経営の改善と農家所得の安定のために、その地域における生産を振興することが必要とされる適地におきまして、これら甘味資源作物の生産を振興して参ることが必要であり、またこれとあわせてその甘味資源作物を原料とする砂糖類製造事業につきましても、その健全な発展をはかるべきことは言うを待たないところであります。

他方、農産物についても今後国内生産保護のための所要の措置を講じて、可能なものについてはできる限りすみやかに輸入自由化を行なうことが要請されておりますし、また消費者の立場を十分考慮することも必要であると考へられるのであります。

以上の諸点を十分配慮し、今後における甘味資源対策の基本として、本法案を制定いたしまして適地におけるてん菜及びサトウキビの生産を振興するとともに、てん菜糖工業、甘蔗糖工業

及びブドウ糖工業の健全な発展をはかるため、所要の生産奨励、政府買い入れ等の措置を講ずることにより、農業経営の改善と農家所得の安定及び国内甘味資源の国際競争力の強化に資するよう措置する所存であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、政府は、砂糖類並びてん菜及びサトウキビについて農業基本法第八条の重要な農産物として、同条の規定によりその需要及び生産の長期見通しを立て、これを公表することとしたしております。

第二に、適地においててん菜及びサトウキビの重点的な生産の振興をはかることとし、その区域内の農業経営の改善をはかるため甘味資源作物の生産を計画的に振興することが特に必要と認められる一定の区域をてん菜生産振興地域またはサトウキビ生産振興地域として農林大臣が指定し、指定を受けた地域を管轄する都道府県知事は、毎年生産振興計画を立て、農林大臣の承認を受けなければならないものとし、国はその計画の実施に要する経費等につき必要な助成を行なうこととしております。

なお、農林大臣が生産振興地域の指定を行なうにあたっては、関係都道府県知事の意見を聞き、また都道府県知事からも指定の申し出をすることができるといたしております。

第三に、生産振興地域の区域内における甘味資源作物の生産振興とてん菜糖工業及び甘蔗糖工業の健全な発展を確保するため、その地域内における製造施設の設置及び変更につき、農林大

臣の承認制をとることとしております。

第四に、政府は、砂糖の価格が著しく低落した場合において必要があるときは、てん菜糖製造事業者及び甘蔗糖製造事業者から、農林大臣が定める最低生産者価格を下らない価格で生産者から買い入れたてん菜またはサトウキビを原料として製造されたてん菜糖または甘蔗糖を買い入れることができる制度を設けております。

なお、当分の間は、糖価の低落以外の特別の事由がある場合にあつても、特に必要があると認めるときは、所要の政府買い入れを行なうことができることとしたしております。

第五に、カンショ及びパレイショの需要の確保をはかるため、砂糖の価格が著しく低落した場合において必要があるときは、ブドウ糖製造事業者からブドウ糖の政府買い入れを行なう制度を設けております。

ブドウ糖の政府買い入れにつきましても、当分の間は、糖価の低落以外の場合においても、ブドウ糖工業の合理化を促進するため特に必要があるときは、所要の政府買い入れを行なうことができることとしたしております。

第六に、甘味資源に関する重要事項を調査審議するため、農林省に甘味資源審議会を設置することとしたしております。

第七に、本法の附則によりまして、食糧管理特別会計法の一部を改正し、同会計に砂糖類助定を設けて損益の明確化をはかることとしたしております。

以上がこの法律案の主要な内容でございます。何とぞ慎重御審議の上すみ

やかに御可決下さいますようお願いする次第でございます。

○長谷川委員長 森林組合合併助成法案及び林業信用基金法案の両案を一括議題とし、質疑を行ないます。

○東海林委員 私は両法案について事務的な観点で二、三伺いたいと思ひます。

まず森林組合合併の助成法であります。この資料によりますと現在約三千七百くらいの組合がある。従来は特に弱小組合の合併という様なことを指導したたが、今度のこの法律による合併は新しい山村の情勢に對処して前向きな林業の振興のためにやるのだという様なことが提案理由の説明なり補足説明なりに出ておるわけですが、私もそれはもう趣旨には全く賛成なんです。しかし、具体的に講ぜられてある予算措置その他を見ますと、この法案の大上段に振りがあつておる目的から見まして内容がきつめて不十分なやうな感じがするわけですが、まず予算の關係を見まして、共同施設の助成費として一組合十万円、その他あとは合併の事務指導のために県に若干の助成をする、こういうやうな計画でございまして、どうも大上段には振りがあつたが、実際は何かあつたわがさこんな法案をつくつてやる必要はないというやうな感を率直に受けるわけですが、そこでまず伺いたいことは、この五カ年間にどの程度の組合を合併させるという考えでおるのか、また、これは既存組合の大小によつてはもち

ろん違うわけですけれども、大合併後の組合というのは従来の幾つぐらゐの組合を一つにまとめようというのか、平均的に全国的に見て、もちろん地域によつても違ふでしょうが、大体どういふやうなことを考えておられるのか、まずその点をお聞きしたいと思ひます。

○吉村政府委員 お答えを申し上げます。

今回、この五カ年間に計画と申しますか、予想をいたしております森林組合の合併でございますが、三十七年度まで御承知のように三カ年間にわたりまして合併を推進いたして参りました。その結果は三千三百八十八程度の組合数になるかと思ひます。その中で、私も検討をいたしまして、予想をいたしておりますのは七百七十余の組合が合併に参加をいたしまして、五百七十六程度の組合ができますことを予想いたしております。これは大体参加組合は三つぐらゐが参加をしてできるというやうな考え方を持っております。ただいま三千三百というやうなお話ですが、このもつた資料は三十六年度末というのですが、そうすると、三千三百というのは三十七年度末、こういう数字でございます。

○東海林委員 くだい三千三百というやうなお話ですが、このもつた資料は三十六年度末というのですが、そうすると、三千三百というのは三十七年度末、こういう数字でございます。

○吉村政府委員 はあ。

○東海林委員 それではわかりました。

そこで十萬円の助成費は、この説明を見ますと共同施設あるいはオートバイということが書いてあるわけですが、十萬円の三倍となりますと三十万円でありまして、現在の組合を平均し

て大体三つを一組合にするのだ、そこで三十萬の共同施設というのは一体どんなことになるのか、私にはちよつと想像がつかないのですが、どういふことを一体予定されているのでしょうか。

○吉村政府委員 その点でございますが、まことに軽少で十分な目的が達せられないではないかというやうな御指摘も、私もこの点ではいろいろと努力をいたしたわけでございますが、そういう結果になつたわけでございます。

私も考えております施設でございますが、たとえて申しますと、最近林業の機械化の推進によりまして自動のこでございましてとか、あるいは簡易搬送機でございましてとか、そういうものも考えております。それから、そこにあげましたオートバイのやうなものも考えております。また、組合が合併をいたしますことによりまして、この事業の改善はもちろんでございますが、一面また組合の内部の事務機械等の必要も出てくるかと思ひますのでございすが、そういうやうなものもまた考えておる次第でございます。

○東海林委員 今のお答えから推測しますと、林野庁当局としてはこれでは不十分だと考えてだいたふ努力したのだ、財政当局その他との關係でこういうことになつたのだ、こういうふうな理解されるわけですが、そういうしまた、来年度以降においてはさらにこれを拡大するといふやうなことに對して積極的な努力をする心組みをお持ちなのかどうか、またそうなつた場合に、この助成は一つの組合については一年限りだと思ひますから、今年度す

でに合併をするものと二年度以降に合併をするものとの間に、助成措置について不公平ができるということも考えられるわけですが、そういうやうな点についてはどういふふうにお考えでございますか。

○吉村政府委員 その点でございますが、私もこの合併が順調に進めますように今後さらに努力をして参らなければならぬのでございまして、今回それから来年度以降との關係でまたアンバランスが出て参りますと、これまたせつかくの推進をできなくなるといふやうな結果にもなりかねないのでございまして。従ひまして、私もそのういふ点を十分配慮いたしまして今後の改善には努めて参りたいというやうに考えております。

○東海林委員 御承知のように農業構造改善の事業を昨年やりまして、しかしその経験からして昨年のやうな助成のやり方では非常に不十分だといふやうなことで、三十八年度においてはだいたふ改善がされておるわけですが、従つて、そういう実例もあるわけでありまして、この点についてどうも一つと積極的な御努力をお願いしたいといふことを強く希望するわけですが、特にこれは施設組合の合併ですから、三十萬円の呼び水で合併というやうなことは、実際これは一応政府としては名目が立つかも知れぬが、当該組合に於てみると、これはほんとうに困るのですよ。十分そういうことはおわかりだと思ひますから、くどく申しませんが、ぜひ一つ御努力をお願いしたいと思います。

もう一つ、これに関連して、府県段階における林業のこういう仕事を初め、各方面にわたる指導者の質の向上なり待遇の改善という点、こういう点についてどのように考えておられるかといふことをちよつとお伺ひしたいのです。御承知のように助長法の改正法案が別に出ておりますが、その方面では農業方面の技術指導に当たつておる専門員とか改良普及員については今度これを優遇してさらに素質の向上をはかるという措置が講ぜられておるわけですが、林業面においても当然そういうことが同時に考えられてしかるべきじゃないかと私も思ひます。

改良助長法のそういう今度の改正の趣旨と同じやうな考え方が当然なされていふのじゃないかと思ひますが、そういう点についてのお考えを承りたいと思ひます。

○吉村政府委員 くだい御質問の關係者の質の向上の問題でございますが、まず第一番には森林組合の内部の役職員の質の向上、この点につきましては、大型な組合にいたしまして、経済事業も振興いたしまして、有用な人材が得られるやうな方向へ進みたいといふやうに考えております。

それから都道府県關係の職員は質の向上でございますが、それは一面におきましては林業の研修所、これを三十八年度と三十九年度にわたりまして新設いたしまして、これによつて研修を強化して質の向上をはかりたいといふに準備をいたしております。それから最後に普及員の処遇等の問題でございますが、御指摘のやうに、この普及員はやはり林業の現実のなない手と申しますか、指導者になるわけでございますので、この質の向上は、研修をいたしますと同時に、やはり処

遇を改善いたして、そういう人たちが十分に機能を發揮できるようにいたさなければならぬ、そういうことで私もまた早急に検討を進めておるところでございますが、来年度の申ししますか、三十九年度の予算までには何とかして検討をまとめたというように努力をいたしたいと思っております。

○東海林委員 次に林業信用基金法関係で一つ質問したいと思うのですが、現在林業関係の資金需要を年間一応どの程度というふうに押えておられるかということが一つ。そのうち信用基金法その他によって林業者なり、あるいは組合だけの力ではなかなか金融の円滑化を期し得ないので、何らかの保証をしなければならぬ。そういうような必要を考慮されておられるのが大体どの程度なのか、まずその点を一つお伺いしたい。

○吉村政府委員 この林業関係の資金の融通状況でございますが、資料にもあげてございますが、大体御説明申し上げますと、三十七年の三月末現在の政府関係の金融機関以外からの一と申しますと民間からの融資の残高は二千九百億、二千億程度でございます。そのうちで中小企業に属するものが大体千八百億くらい、こういうふうに私ども見ております。これは従来一応こういう保証制度なしに融資がされておったものでございますが、このほかに正規の金融機関以外からの借り入れ、例をあげますと貸金業者でございますとか、あるいは親戚とか友人とか、そういったような個人的な関係から借り入れをしておりますものが一般の製造工業では約一割程度でございます。

すが、林業関係におきましては一四、五%になっております。五%くらい高くなっております。その金額は大体二百八十億くらいになるかと思ひます。この二百八十億程度のものは保証をできれば正規の融資の軌道に乗せられるということになるかと思うのでございます。

○東海林委員 今のお話ですと、中小関係で千八百億というように、それから今度の保証関係で一応二百八十億というふうなものを考えておられる、こういうようなお話ですが、現在この中小関係の林業者なり団体の借り入れする場合の利率はどの程度の利率になつておるかという点と、それからもう一つは利率と関連して、御承知のように資力の少ないものに銀行が貸す場合には、歩積みですか、必ず一方で預金をせよということをやっておりますね。何か雑誌等を見ますと、政府が二十六年以来十一回も歩積み両建の策正の問題で通達なり注意をしておられるけれども、さっぱり実行されていなくて、さういふことが出てくるのですが、林業関係の金融の場合には一体この歩積み関係がどの程度というふうな皆さんの方では押えておられるか、この点も伺いたいと思ひます。

○吉村政府委員 利率でございますが、大体私ども押えておりますところは日歩二銭五厘ないし三銭と見ております。歩積みでございますが、歩積みはちょっと内輪のごとでなかなか押えにくいのでございますが、まあほかのものともそう変わらないのじゃないかというふうに考えております。

○東海林委員 それと関連してですすが、ちょっと資料を見ましたのですけれども、保証する場合の保証料です

ね、これは幾らを考えておられるのか。そこで私はそれと一緒に答えを願ひたいと思ふのですが、この保証するといふことは、保証がなければ融資が實際困難である者に融資ができるという利点も一つあると思ひますけれども、こういう保証をする以上は、一面においてやはり歩積みというふうなことはやらせないといふことがはつきりするものでなければ、結局は保証料を払うのですから、高い利息で借りるということと同じような結果になるおそれがあると思ふのです。これまでの開拓者の保証とか、あるいは中小商工業者に対する保証等の実務についても、若干私

は関与したことがございますが、そういう結果が生まれて、銀行の方は非常にこの基金制度ができてけつこうだが、利用者はあまり大したことはない、むしろ高い負担になるというふうな結果になっておられる例もないではないのです。今回のせつかくの保証基金制度をつくつて保証するのですから、従つて一面で保証料をとる以上は、さういふ裏の歩積みというふうなことはやめさせるためのはつきりした何か対策がなければ、私は非常に効果が少ないのじゃないか、そういうことを心配するわけですね。その点について一つお答え願ひます。

○吉村政府委員 まず歩積みの問題でございますが、一般の銀行行政でも、さういふことをなくするように指導をしておられるようでございますが、私どももいたしましては、この保証制度をつくりますからには、先生の御指摘の通りでございます。従ひまして、その点は保証をしつかりいたしますと

時に、そういうことのないように指導をいたしたいと存じております。

それから例の保証手数料の問題でございますが、これは業務方法書をきめて段階できまつて参るわけでございまして、まだ確定はいたしておらないのでございますが、極力私どもも安くしたい。大体今二厘程度を考えております。一般の信用保証協会が五、六厘になりますから、そういうことを考へておりますと同時に、銀行の貸し出しの金利等にも、この保証に関連をいたしまして、借りる金利が高くならないように、銀行の方も融資機関の方も指導をいたしたい、かように考へておる次第でございます。

○東海林委員 先ほど私は組合の合併法案についても感想的に申したのですが、この信用基金法は、政府出資がさしあたって三億五千万で、一般の業者なり都道府県もそれと同額を出すとして七億、こういうことになるわけですね。全国的な基金制度としてはきわめて私は不十分な額じゃないかと思ふのです。先ほどお答えがあったように、資金需要というものは相当ございまして、それで今の歩積みというふうなものに関連して考えますと、これは相当活用される面があつていいんじゃないか、さうなりますと、七億という額は、せつかくこれだけの法案をつくるという意味が、私は、これもまたばかに振りがぶつたんだらば大きいけれども、内容はまことに申しわけの、さういふ気がするのですが、さういふ点についてどういふように考へておるか、また次年度以降具体的にどういふふうにしていくという考へがあれ

ば、この際承つておきたい、こう思ひます。

○吉村政府委員 お答え申し上げます。資金の需要から申し上げますと、先ほど御説明を申し上げましたように、一般の融資関係から見ますと、きわめて低いわけでございます。また例の不良といひますか不利な借り入れの額から見まして約三割程度、と申ししますのは、七億で私どもも約十倍程度の保証を総額で考へておるのでございまして、そのうちの融資の八割を保証するといふことで考へておりますので、八十億程度の融資の保証の対象になるというふうに考へております。従ひまして、不良な融資の約三割程度というふうになるわけでございまして、御指摘のように、決してこれで私どもも上げられないわけでございます。それにはやはり政府の出資はもちろんでございまして、民間の出資も仰がなくてはならぬといふことでございまして、従ひまして、この発足にあたりましては、法律にもあげてございまして、それに、まず五億を集めて、それによつて発足をいたしまして、年度内に七億にいたしたい、その後は資金需要の動向等を十分に見きわめまして、さらに拡充をして参りたいというふうに考へております。

○東海林委員 繰返すようですが、非常に困難な融資に対して保証することによつて融資が可能になるといふ面も考えられますが、それだけを考へると、さう大した額にはならぬかもしれせんけれども、先ほど言うように、歩積みとか、さういふ従来の弱小企業

に対する融資のいろいろな悪い面をこ
れによってある程度は正していくの
だ、そういう点が実際に実現されるな
らば、これは私は非常に大きい対象融
資額というものを考えられると思うん
です。そういう点を一つ御考慮いた
だきまして、積極的な意欲を持って一
せつかくこの法律をつくって七億くら
いの基金でやっていくというのでは、
ほんとに法律が泣きますよ。そういう
意味において今後の御努力を期待いた
しまして、私一応質問を終わります。

○長谷川委員長 足鹿君。

○足鹿委員 私は、他の同僚から法案
直接の問題あるいは林野政策全般の問
題については御質問がありましたので、
きわめて局部的、部分的ではありま
すが、主として関連産業の問題につ
いて二、三お尋ねを申し上げておき
たいと思います。

御存じのように、林業関係の関連産
業、特に製材企業であります。その
不振はだんだん深刻化してきておる
と思うのであります。それに対して、
の一環として今回も基金の提案があ
ったと思うのでありますが、これに対
して林野庁は、どのような対策を現に講
じ、今後この関連産業の不振に対する
具体的な対策を考えておいでになるか
をこの機会に明らかにしていただき
たいと思います。

○吉村政府委員 関連産業としての木
材の加工業関係の問題でございます
が、この問題はやはり林業の生産過程
から消費までの流通全般にわたって参
る問題でございますが、私どもはその
中でまず何が緊急を要するかというこ
とを検討いたしました結果、やはり製
材工場等の原価の約七割を占めるとい

う原木代、この原木の購入の問題が最
も緊急で、かつ、重要な問題ではない
かというところからこの基金制
度も提案を申し上げたわけでございま
す。御案内の通り、木材加工業、なか
んずく、最も大きな部分を占めており
ます製材業は、非常に零細性と申しま
すか、零細なものが多くございます。
これを体質の改善なり合理化をいたし
ますためには、やはり原木をいかに
にして供給なり、仕入れるかというこ
とが非常に重要になってくるわけでござ
います。ところが山の配置、なおかつ、
伐採地点の配置等を考えますと、
固定をして大規模な近代化された工場
を多くつくっていくこともなかなかむ
ずかしい問題が横たわっておりますの
でござい。こういうような概括的な考
え方から、木材の供給を計画的にして
参る、計画的にして参るためには、い
わゆる従来の狭い意味の林業の生産を
計画的にして参らなければならぬとい
うことでござい。計画的に生産
をして参りますためには、やはりその
指導なり、また中心になっております
林業の団体を強化して参らなければな
らないという考え方を持たなければな
りません。そういうような観点から、森
林組合の強化育成、整備というよう
なことも考えて今回の提案に至ったわけ
でございます。この金融の措置等によ
りまして、私どもの期待をいたします
関連産業の面に十分に効果があらわれ
るというようなことは、なかなか早急に
見込めないことかと存じますが、この
制度をさらに十分に活用しながら、木
材事業と申しますか、林産事業と申し
ますか、製材その他の木材加工業につ
きまして、零細なものを共同化し、

組織化して参るという方向に向
けまして、木材と申しますか、原料の
取引も、将来におきましてはやはり
個々ばらばらに取引をするというよう
なことではなしに、団体取引と申しま
す。すでに森林組合の方にございま
しては団体協約ができるような規定に
なっておりますが、こういう
うような取引を団体として進めて参
り、それによって価格が安定もいた
し、また企業の安定もはかって参りた
いというように考えておる次第でござ
います。

○足鹿委員 長官から一応基本的な対
策をお述べいただいたわけでありま
す。そこで、具体的な問題を今の御答
弁に関連してさらにお尋ねをいたした
いのでありますが、国有林材の払い下
げの問題であります。これにはいろ
ろな問題がござい。私には、ほ
かの問題には触れませんが、きわめて簡
単に一点だけ申し上げたい。

それは、豪雪地帯、積雪寒冷地帯に
おきましては——うんと豪雪地帯にな
りますと、冬季期間雪を利用した伐
採、搬出の技術等も相当進んでおりま
す。が、そう豪雪地帯ではない、しか
し、積雪あるいは寒冷の著しい地帯に
おきましては、あなたの方の払い下げ
の時期が非常におくれるのです。たと
えば、私は山陰ですが、実際に原木を
払い下げ地点から出す時期がちょうど初
冬、晩秋から冬にかかってくる。そう
しますと、私どもの方、雨が連日降り
ますし、奥地ではほとんど雪がたまっ
てくる。そうしますと、人夫はな
い。搬出の道路は悪い、泥濘化して出
ない。こういうことで、結局、業者間
でこれに対する要望を現地の営林署に

しばしばやりまして、一向に是正さ
れていない。これはお調べになってお
りますか。そういう気候条件によって
著しく制約を受けている地点に対して
は、同じ払い下げをされるならば、も
う少し気候のよいときに、原木の伐
採、搬出ができて、そして業務に支
障のないように、そしてまた伐採、
搬出等のコストがかさまらないように
十分な配慮をしてあげなければならぬ
と思うのであります。そういう要望を
業界はしばしばやっているそうであ
りますけれども、一向にこれが改まら
ないというのを聞いておるのであり
ます。根が零細企業でありますから、最
近は倒産、工場閉鎖が続出しており
ます。こういうことではとてもやれな
いという悲痛な訴えがござい。まだほ
かにありますから一つずつお尋ねいた
しますが、その点に対してはもと御
検討になって、今私が述べたような趣
旨を具体的にやっていたらどうかとい
う御意見をこの際していただいて、御善
処をお願いしたいと思います。いかがで
すか。

○吉村政府委員 全くごもっともで
ござい。私どもも先生のお考えと
同じ考えで指導をしておるつもりで
ござい。ところが、御指摘のよう
なことではござい。まことに遺憾
でございます。売り払いの時期とい
うのは、年間を通じて別にきめられて
おりません。従いまして、調査をいた
しまして、調査の済みしましたものは、
その搬出の時期、それから市場の需
要、そういうものを見きわめながら弾
力的に操作をして売り払いをして参
るよう指導をいたして参ることでござ
います。そういう事態が出て参りま

すことは、私どももことに申しわけな
いと存じます。今回またあらためて、
その点、さっそうに十分に指導をいた
したいと思ひます。

○足鹿委員 次に、基金の運用の場
合、今述べましたような関連産業の中
でも一番零細な企業の製材業者がいつ
も現地で訴えておりますことは、担保
の評価であります。担保評価が非常に
低い。従って莫大な担保物権の提供を
迫られるというのが従来までの金融の
実情であります。私はこれを不当に高
く見積もれとは申しませんが、あまり
にも低過ぎる、こういう声が強いの
であります。今回の場合、農林近代化資
金制度に関連した農林関係の基金制
度をモデルとしてお考えになってお
るようでありまして、これにも担保を
とっております。八〇%まで保証を
するものが基金なんでありまして、そ
れがさらに担保をとるといふことで
は、関連産業といわず、個々の林業者
といわず、さような運用というものは
いささか当を失しておると思ひます。
何のための保証なのか意味をなさ
ない。これでは私は非常に困ると思
うのです。この点についてはどのよう
に運用をしておいでになるお考えであ
りますか。この一般金融の場合の担保
評価の問題と、それから基金運用上
において担保をどのように取り扱われ
るか、お尋ねしたい。

○吉村政府委員 基金の担保の問題で
ござい。これは私も御説明中
し上げますように運転資金でございま
すので、短期間の関係もございま
す。担保は原則としてとらないとい
ふに考えております。

それから一般の融資の場合の担保の

常に困つておる。こういう状態で非常に深刻な様相を各地で展開しておることをよく御認識になりまして、そして共同化、団地化の問題についても、さらに一段と林野庁は手厚い、そして積極的な姿勢で取り組んで、販路の確保問題等については、たとえば公共建築物等の場合は、その請負者がどこであつても、その地場のものを使つてやるといふような積極的な、これは官公署の場合なんか特にその必要があつたと思ひます。よそのものをはるばる運賃をかけてせき板に至るまで運搬してくるといふようなことは、私は個人の取引についてとやかく言うわけじゃありませんが、官公署あるいはこれに準ずる公共建築物、公共施設その他の施設に木材を必要とする場合、地元といふゆる共同化された者たちの保護助長の面からも、積極的な強力なそういう施策を建設省その他関係方面とされて、そして不振にあえいでおるこの人々の切実な販路問題の打開の一助とするように、一段と御尽力をわすれず次第であります。私はこの程度でもう終わりますが、特にその点について、農林省の御説明をいただきまして、農林省自体としての御善処をわすれずまして私の質問を終わります。御所見があれば承ります。

○吉村政府委員 特に最後の問題でございますが、官公署等の公共建築物の用材については、地元のものを使うように進めるべきだといふ御意見についてお答えを申し上げます。私どもの方では、もう原則として設計で木材を省きますものだからなにごさいます。たとえばそれぞれの県で、県の建築物を建設されるという場合には、

は、設計のときに木材ははずすという配慮をされるといふんじやないか。木材は供給をするといふ配慮をされれば、そういうことはできるのではないかと、さういふように考えます。また先生の御指摘のように、地方の業界がさうに困つておるというところであれば、やはり県の知事さん初め関係の責任者の方々は、さういふ配慮も必要じゃないかといふように考えるわけでございますが、私どもも十分その点検討をいたしまして、さういふ方向に向かいますように配慮をいたしたいと考えております。

○長谷川委員長 片島港君。

○片島委員 両法案に対して締めくくりに簡単に質問をいたしたいと思ひます。

従来不振組合に対して、三カ年計画をもつて合併奨励事業を行なわれたのでありますが、これについてはどのくらいの国費を投じて、またどのような実績を今日までおさめておられるかを伺ひたい。

○吉村政府委員 予算額を今調べておりますが、数を申し上げますと、三十五年、三十六年、三十七年にわたりまして、千二百四十四組合が参加をいたしまして四百二十八組合が成立をいたしております。

○厚味説明員 御質問の、従来行なつておりました合併奨励事業について支出いたしました予算額でございますが、三カ年の合計で一千七十万円となっております。

○片島委員 そうしますと、不振組合に対する対策としては三十七年度をもって打ち切られるわけでありまして、今度の合併促進法によって、合併

の障害となるのは、各組合の財務状況などによつてまた欠損金などによつて非常に障害が起きておるわけでありまして、非常に優秀な組合は不振組合とは合併したがりません。人間でも、金持ちは貧乏人とあまり結婚したがりません。風潮のところもありまして、人間なら貧乏人同士で結婚するということもあるけれども、不振組合同士で結婚したら、ますます不振になる。さういふうなことで、せつかくこの法案をつくられましたが、不振組合はこのまま切つて捨てられるような形に今後放置されるのではないかと思ふのですが、いかがでしょう。

○吉村政府委員 お説の通り、さういふ合併につきましては、いろいろな問題で困難性があるわけでございますが、今回、わずかではございますが、施設の整備の助成金その他税制上の優遇措置を講じまして、合併の目的を達成して参りたいといふように考えておるわけでございます。と同時に、森林組合の配置でございますが、森林の配置によりまして、あまり遠いところが合併をするわけにもいきません。また先生の御指摘のように、優秀な組合はなかなか不況な組合と合併をするのはいやがるだろう、これもごもっともなことでございますが、さういふ点につきましては、税制上の優遇措置もあわせまして、十分に指導をいたしまして、むしろ優秀な組合が劣勢な組合をかかえていけるような方向にも進めて参らなければならぬのではないかと、さういふように考えておるわけでございます。もちろん、なかなか簡単なことではないと思ひますが、どこまでも自主性を尊重いたしますと同時に、助

言も、また指導もいたしまして進めて参りたいといふように考えておる次第でございます。

○片島委員 零細な林家の融資についてであります。これは必ずしもこの法案と直接の関係はありませんけれども、従来公庫金融などにおいても、零細なものは二万、三万、五万といったような少額の融資を受けたり、またさういふ人こそ実は非常に困つておるわけでございます。ところが、これは公庫の方に聞くのが当然かと思ひますけれども、その手続なり事務が非常に煩瑣でありまして、旅費とか事務費などを差引きますと、差引かれるわけですが、さういたしますと幾らも手取りがなくて、せつかくの低金利の制度融資が実は非常に高い金利につくと、さういふことで、比較的まとまった融資を受ける比較的大きな林家に融資が片寄り、零細なところは、資格はあっても実際に借りても非常に高い金利を払わなければならぬ、さういふうな現状になっておるわけでありまして、さういふ零細な林家に対する融資について、林野庁として何らかの方途を講ぜられる必要があるのではないかと、さういふことです。

○黒河内説明員 私からちょっとお答えいたします。御承知のように、農林漁業金融公庫におきまして主として先生のおっしゃるような零細な農林家に対する長期低利の資金を供給しておるわけでありまして、その代表的なものは、従来の林業経営維持改善資金と、今度の公庫法の改正によりまして林業経営改善資金といふことに一部はなつております。それは林地の取得でありますとか、そ

れから経営の改善のための管理資金、さういふものにつきましては、年四分五厘くらいで大体三十八年度二十四億くらい私どもは予定いたして参り、それから従来の維持改善資金等につきましては約五億くらい予定いたしまして、これらの対象者は育林地二十ヘクタール以下の零細な方々の融資を考えております。

それからさらに造林資金等につきましても、小規模の造林者については特にワタを設けまして十億程度、それからさらに林業の共同利用施設、これは森林組合等の共同利用施設につきまして約一億六千万くらい、これはまだ林業に機械化が進みませんので非常に少額でございますが、さういふことも考えております。

第二点といたしましては、確かに公庫の融資の場合非常に手続がめんどうであるといふお話がございます。これは単に林業部門だけの問題でございせん、公庫融資全体の問題でございまして、ただ公庫といたしまして、政府資金がファンドになつておる関係から、ある程度手続が煩瑣になることはやむを得ませんけれども、とにかく従来零細な方々を目的としておる融資でございますから、公庫全体として農林関係のこの融資につきましての手続の簡素化についてはいろいろ検討をしております。農林省といたしまして、今度の新しい公庫法の改正に伴ひまして、手続の簡素化という点についてはさらに積極的に取り進めるよう、今私どもいろいろと検討をいたしておるわけでございます。

○片島委員 基金法の問題であります。法律の条文からすれば、保証の対象となる林業者、ただ林業者というふうに書いてありますので、普通に言う林業一般を対象とするもののように解釈されますが、しかし資料などを拝見しますと、保証期間がわずかに一カ年程度のものでありますから、当然長期のものでなくて短期の運転資金を対象とする。ところが、農業近代化資金や畜産振興事業団あるいは漁業信用協会といったようなものは、運転資金だけでなく設備資金をも対象としておるわけでありまして、名前が似たような名前のものをつくって、林業一般の融資に対して保証するような幻想を与えておられた、運転資金だけということになっておりますが、設備資金をどうして対象としないのであるか。また将来は設備資金をも対象としようと考えておられるのであるか。設備資金をも対象とすることにすれば、当然保証期間ももう少し長期のものとなるであろうと思うのでありますが、その点はいかがですか。

○吉村政府委員 お答えを申し上げます。設備資金の問題でございますが、これは公庫等の政府関係の金融機関の資金との交通整理の関係もございまして、この基金におきましては一応運転資金ということにいたしましたわけでございます。この保証期間は原則として一年を考へておりますが、苗畑の経営その他等を考慮いたしますと、こういうものは二、三年程度のものも業務方法書等をきめるときに考へて参らなければならぬ、かように考へておる

わけでございます。将来におきましては、かような設備資金等の問題も、十分に他の機関との関連も調整をいたしまして検討いたしたいと考へております。

○片島委員 林業だけがこういうふうな非常に制限された基金制度をつくるということとは、農業あるいは畜産、漁業等との均衡上非常に冷遇されておると思うのであります。この点についてはなるべく早い機会に検討を進めていただきたいと思つておるわけでありまして、

次に、先ほどの問答にもありましたように、林業関係運転資金の貸し出しが約二千億円、そのうち中小向けが千八百億円から上つておるのであります。先ほどの長官の答弁によりますと、年度内に七億というところで大体八十億くらいを対象としておるといふことですが、これは非常に少額に過ぎることはもちろんであります。これは今後の見通しとしてどのくらいのことか、まづこの基金の資金を増強していく腹づもりでおられるのか。ただ少しづつ、できれば一億でも二億でもやつていこうという程度のものか。この程度のところまでは目標として考へておるといふ腹づもりがございませうればお伺いしたい。

○吉村政府委員 まことにございともなことでございますが、さしあたり充足をいたしますにあたりましては、私どもとしては八十億程度を考へておるのでございまして、また御指摘のよう

に合わせなければなりませんので、そういうことを十分調整のとれた形で拡大をいたして参りたいというように考へておるのでございまして、ただいまだこの程度のところを目標に置いておるかというところはちよつと申し上げかねるわけでございます。

○片島委員 次に、木材の需給関係についてであります。昭和三十三年ごろからの資料を拝見しますと、生産と需要のアンバランスが出ており、年間一千万ないし一千万五百万方メートルも生産の方が足りない。十年後の見通しでは二千万五百万方メートルも需

要に對して供給が足りない。これは見通しとなつておりますが、需要が八千五百万方メートルに對して、生産は六千万五百万方メートルといふことのようにあります。ただ見通しとなつておりますが、需要についての見通しが立ちますならば、生産についても現在の蓄積とにらみ合わせながら、また国有林についてはあなたの方ではつきりわかつておられますが、民有林につきましても、年々の造林計画、現在の蓄積、そういったものとにらみ合わせながら、単なるこうなるであらうという供給見通しでなく、生産計画というものが立てられるのではないかと。また指導の面において民有林においてはただやれやれといつて指導するだけでなく、せめて一つの生産目標といふものをつ

くめて国有林と民有林の両方をのぞいて、需要に對する生産目標、生産計画、こういうものが立てなければならぬ。ただそのときそのときの見通しで不足した分だけ行き当たりばつたり輸入材によつて補給していけばいいというのでは、あまりにも無為無

策ではなからうかと思つておりますが、その点はどうですか。

○吉村政府委員 木材の需給問題でございますが、この長期見通しにつきましては、昨年改正をいたしました森林法の規定によりまして、木材の需給の長期見通しを立てることになっております。その見通しによりましては数字が先生の先ほど仰せの資料に出ております数字でございまして、それでこれは御指摘のように、国有林につきましてはすでに計画制度が十分に徹底をしておりますので、計画的な生産が進められておるわけでございますが、一方民有林におきましては、個人々々の所有に

関連をいたして参ります関係から、なかなか計画的な伐採なり生産なりといふことがむづかしいのでございまして、さらに所有関係を見て参りますと、非常に零細で、計画的な生産、輪伐をするといふことが困難なような形もかなり強いのでございまして、私どもいたしましては、そういったものを計画的な生産に向けて参りますために、昨年度から個別経営計画の作成を指導をいたしておるのでございまして、全国に約一萬五千地区のモデル林家を選びまして、これに個別の経営計画を立てることを指導をいたしまして、これをさらに普及をして参るという努力をいたしておるのでございまして、この計画に従ひまして計画的に経営をして参るというように向けて参りたいと考へておるわけでございます。そのほか技術上の改善等をあわせまして、また木材の需要の動向をあわせまして検討をいたしました結果が、さような数字になつておるわけでございます。この国内の供給の不足になります分につきましては

は、外材の輸入とそれから廃材の高度利用ということを中心として進めておるのでございまして、外材は御承知のように最近かなり順調に入つて参つておりました。三十六年度におきましては約一千万五百万方メートルで、将来私どもどのような輸入が必要になるかといふことを検討いたしますと、最大で現在の倍でございまして、約二千万五百万方メートル程度の輸入を見込みますと、その後は逐次緩和をされまして、現在から二、三割増程度の輸入で国内でまかなえていけるといふような形に予想をいたしておる次第でございます。

○片島委員 次に御尋ねしておきたいのは、国有林の払い下げの問題であります。その対象となるものについて、すでに基本問題調査会においても非常に抽象的でありましてけれども答申がなされておるわけでありまして、最近における——これは最近といひますとこの何カ年でもないのですが、国有林の払い下げの実績はどういうことになっておりますか。統計がございまして、さうからさうと存じますが、さらにまたその払い下げた林地林野の種類は、どういふところをどの程度払い下げされておるか。さらにまた払い下げに對する問題であります。申請があればすぐに払い下げをするというわけにも参りませんし、基本問題調査会で指摘したようなところ、非常に抽象的でありまして、たださういふところであれば申請があれば払い下げるといふわけにもいけません。問題は払い下げられた林地林野が最も効率的に活用されておるといふ、また活用されるという保証がなければならぬ。また活用さ

れなければならぬ。最近数年間に
て払い下げられたその実績、その林地
林野の種別、さらにまた払い下げられ
た林野の利用状況、こういったような
ものについて資料がありであります
ならばお示しを願いたい。

○吉村政府委員 従来からの国有林野
の売り払い及び未墾地の所屬がえの状
況を御説明申し上げます。

国有林野の整備の特別措置法により
まして売り払いをいたしましたのが、
三十六年度末で十三万八千ヘクタール
でございます。それから新市町村の町
村合併の関係で売り払いをいたしまし
たのが三万八千ヘクタール、それから
農地の関係で所屬がえを農地局の方へ
いたしましてこれを売り払いをいたし
ましたのが三十八万一千ヘクタールに
なっております。これはどういう場所
かということではここでつまびらかに申
し上げかねるのでございますが、最初
に申し上げました二つの中で林野整備
の場合には、これは国有林の境界整備
等のために行なったものでございま
すので、そういった境界等の錯綜地であ
りますとか、あるいは小団地でありま
すとか、そういうようなものが主体で
ございます。それから新市町村の町村
合併の関係で売り払いしましたものは、
やはり原則は前者と同じように考
えておりますが、新市町村の基本財産とし
て必要なものを売り払ったわけでござ
います。農地関係の方は、これは農地
の適地を選びまして売り払いをいたし
たものでございます。これは土地の形
質あるいは傾斜その他等からいたしま
して農地あるいは牧野に適地を売り
払ったわけでございます。
この売り払い後の状況はどうかとい

うことでございますが、やはり売り払
いをしてしまつてあとで転売等が行な
われておるものもございまして、またそ
の承認の許可を得ずに売り払いをし
て、その後契約を解除させたような措
置をとつたものもございまして、しか
しながら大体概括的に申し上げますと、
その後の経営状態は造林等も行なわれ
ております、これは割に新しいもので
ございまして、まずまずというところ
ではないかと考えております。ま
た農地関係のものにつきましては、若
干その後問題が残つて、十分に開
拓等が行なわれませんで、こちらへ
返つて参つておるものもございまして、
そういうような状況でございまして、
今後農地の構造改善に關連をいたしま
して、国有林野を活用して参る。例の
答申にも出ておりますが、国有林野を
活用して参りますというところにつ
きまして、私も参りますに検討を詰
めて、ごく最近のうちにこの方針を下部
へ流しまして徹底をいたしたいと考
えておるのでございまして、この活用
の方法といたしましては、やはり主とし
て所屬がえの方向、所屬がえをいたし
まして売り払うという方向に進み
たい。また牧野等は貸付もあわせて考
えて参りたい。それから従来ございま
す共用林野制度、これの運用も十分
にかりまして、最も効果的にこの国有
林野が活用できるようにはかつて参
りたというように考へておる次第で
ございまして。

○片島委員 国有林野の売り払いに對
する基本的な方針をできるだけ早急
にということでありまして、その方針は
いつごろまでにきめられる予定で
あります。

○吉村政府委員 実は私も新年度四
月一日から新しい方針をはっきり
しまして発足をいたしたいと考えて進
めておつたのでございまして、関係
の各局との折衝等もございまして若干
おくれまゐりますが、そういうことで
進めておりますので、新年度なるべく
早い機会にというように考へてお
ります。

○片島委員 それは農地の構造改善と
の關係のものだけについての方針であ
りますか。

○吉村政府委員 いわゆる農業構造改
善事業と申します狭い意味ではござ
いません。さらにこの牧野その他果樹園
の造成等もあわせて検討をいたし
ておるわけでございまして。

○片島委員 最後にお尋ねいたします
が、林業基本政策について資料にも
いろいろ記載されて拝見しております
が、前々からの本委員会が林業の基
本政策についての、名称はどうありま
しょうとも、基本的なものを制定し
てはどうか、制定すべきではないか
という強い要望が出ておつたわけで
あります。ところが今度の国会にそれ
が出されるというようなことを仄聞
しております、そればかりでなく、す
でに原案でありましたか、素案が甚
間に流布されております。林野庁とし
ては、そういう案をつくつて出したり
引つ込めたりしておられて、とうとう
間に合はなかつたのであるか、ある
いは早急に案を煮詰めて今度の国会に
今度の国会は、まだあとが相当長い
わけでありまして、自然休会のこと
もございまして、会期延長もいろいろ
取りざたされておりますので、十分
の期間もありません。それに間に合
わぬとなれば、

次の国会ということになりましょ
うが、案をつくつておられたことは事
実上と思つておりますが、案は、成
案はできておつたのであります。また
それを出すのにどこに支障があつた
のであるか。それを調整して今国会
に出す用意があるかどうか、その
点について長官の御意見を承りたい。

○吉村政府委員 林業の基本政策の問
題でございまして、御指摘のように
私も成案を得るべく努力をいたして
おつたわけでございまして、ある
いは他の方面の案等も出てお
りますので、そういうこととあ
れどもあれども、外にはまだ出
ておりません。その中で私も
実は検討を進めて結論の出
たものを今御提案しておる
のでございまして、全般的な基本政策
といふよりも、少し検討をいたした
面がございまして、と申しますのは、
先ほどもいろいろ問題もござい
ました林業の現在の状況の中で、
森林の所有規模、経営規模等を見
て参りますと、その所有は、所有
者の九割以上が農家で、あるとい
うようなこと、またこの九割
以上が五町歩未満のきつめて零
細な所有者である。なおかつ面
積的に見ますと、そういった零
細なものが五割、半分に満た
ないという状況もあつたわけで
ございまして、私も林業の基
本政策を考へて参ります過程
におきまして、この点につ
きまして、山村におきま
す所得の格差等を解消し
て、縮めて参りますために、ど
こまでもやはり林業の振興をは
かつて参らなければならぬとい
うことは変わらぬのでござい
まして、農家の山村における
動向、たとえば畜産であります
とか果樹方面の

問題でありますとか、そういう動
向をもう少し十分に見きわめたい
という考えを持っておるわけで
ございまして、同時に、また重
要な問題でございまして、入
会権、入会林野の問題でござ
いまして、これが全国に百六十
町歩余りがあるわけでございま
すが、この問題については私
どもこの法律によつて規制を
して権利を近代化するとい
うような方向には考へてお
らないのでございまして、そ
の解消をして参りますための
具体的な方法等ももう少し
検討をいたしたいということ
で、三十八年度の予算にも計
上をいたしておるわけでござ
いまして、同時に、この林業
を中心とした山村の振興と
申しますか、そのためにはや
はり林業の総合的な自主的な振
興計画といふものが、必要
ではないかというところから
考へて、実は全国に十六地
域のモデル地区を選びまして、
具体的に構造の改善と申しま
すか、林業地域の振興のため
の総合計画の事業をいたし
ました。これはどのような方法
で進めたいかといふことを具
体的に検討をいたしたいとい
うことである。かような関係
で、私も基本的な対策を急い
でまとめたいという意欲を持
つて検討をいたしておつた
わけでございまして、間に
合はなかつたわけでございま
すが、さらに私どももそのい
う問題について十分に早急
に結論を得るべく努力いた
したい、かように考へてお
ります。

○片島委員 前々から早急に検討は進
められておると聞いております。基本
問題調査会が答申を出すと同時に進
められておるので、吉村長官の前
から進められておるのであります。早急に早

急にと言っておるだけではちががあかぬのでありますので、非常に会期の長い今国会に提出するのか、それができなければ来国会に間に合うのか、その点をお聞きしたのであります。早急に、数年間もかかるような今までの状態でありまして、もつと明確にしておいていただきたい。特にまた林業については非常に零細規模が多いという話、これは農業においても零細規模はたくさんあるわけで、また林業が特殊だといっても、農業も特殊であるし、漁業も特殊であります。林業が農業と関係があるといいますが、農業も林業との関係があります。沿岸漁業も農業との関係があるわけで、林業だけが特殊であれば、特殊な基本対策というものをつくらなければならぬので、これを長年月にわたって放置しておくというのは、どうもほかのところの部局よりも林野庁の方が、少し計画性といえますか、勉強が足らぬのじゃないかという感じがいたしますが、大体の見通しを承っておきたい。

午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。
午後零時三十一分休憩

午後一時三十三分開議

○長谷川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

両案については別に討論の中し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

森林組合合併助成法案及び林業信用基金法案の両案について採決をいたします。

両案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○長谷川委員長 起立総員。よって、両案は原案の通り可決いたしました。

○長谷川委員長 この際、片島港君外二名より森林組合合併助成法案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨弁明を許します。片島港君。

○片島委員 私は自由民主党、日本社会党及び民主社会党三党共同提案にかかる森林組合合併助成法案に対する附帯決議案について提案の理由を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

森林組合合併助成法案に対する附帯決議(案)

一、政府は、林業の基本問題につき、農林漁業基本問題調査会の答申を尊重して、速やかに、林業振興の基本構想を確立するとともに、これが実施のために必要な立法措置を講ずべきである。

二、政府は、農業の構造改善との関連において、農地の開発、畜産基盤の整備、樹園地の造成等農業経営規模の拡大のため国有林野の積極的かつ計画的な解放について速やかに具体策を樹立すべきである。

この内容につきましては、すでに本委員会において質疑応答を通じてつまびらかになっておりますので、この趣旨の説明は省略いたします。

皆さんの全会一致の御賛成をお願い申し上げます。(拍手)

○長谷川委員長 お諮りをいたします。

片島港君の動議の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、森林組合合併助成法案に対し附帯決議を付することに決しました。

ただいまの附帯決議に対する政府の所見を求めます。

○津島政府委員 ただいま三党から共同提案になりました決議案につきましては、その趣旨を十分に尊重申し上げまして善処いたすことにいたします。

○長谷川委員長 なお、両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。次回は明二十八日午前十時から開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時三十八分散会

〔参照〕

森林組合合併助成法案(内閣提出第七三三号)(参議院送付)に関する報告書

林業信用基金法案(内閣提出第八一七号)(参議院送付)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕